# 報告書

令和4年4月28日

選挙人名簿等流出に係る第三者委員会

# 真鶴町長 殿

選挙人名簿等流出に係る第三者委員会

委員長 今村 哲也

副委員長 加藤 勝

委 員 板垣 勝彦

※原本は署名となります。

$\vdash$	\/ <del>//</del>
$\blacksquare$	バヘ

第	1	本	委	員会	<b>会の</b>	設	置約	圣約	韋及	てび	設	置	目	的	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第	2	本	委	員名	会の	調	查約	圣約	韋 •	•	•	•	•	•		•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
第	3	町	「の	概里	更•	•	•	• •		•	•	•	•	•		•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	3
第	4	本	件	にを	系る	事	実認	忍気	官と	そ	· Ø	評	価	に	つし	,17	· )	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	1	前	了提	事訓	ۥ	•	•	• •		•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	(1	)	選	挙丿	人名	渖	につ	つし	いて	. •	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	(2	;)	住	民基	表本	:台	帳に	こ /	<b>⊃</b> V	って	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
	(3	( )	関	係者	旨の	職	務剎	圣团	<b></b> 医等	Ē •	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1
	2	遵	建举.	人名	占簿	等	の情	青幸	设济	乱	に	係	る	事	実	認気	官。	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	3
	(1	)	令	和:	3 年	: (	2 (	Э 2	2 1	年	<u>.</u> )	の	情	報	流	出心	こ存	系る	事	実	認	定	に	つ	い	て	•	•	•	1	3
	(2	;)	平	成 2	2 8	年	( 2	2 (	) 1	6	年	)	の:	選	挙。	人名	名簿	軍の	)情	報	流	出	に	係	る	松	本	氏	の		
			供	述に	20	いしい	て・	• •		•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	9
	3	上	:記	認気	官事	実	に存	系る	る法	的	評	価	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	0
	(1	)	関	係者	皆個	人	の往	亍為	為の	)評	価	に	つ	٧٧	て	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	0
	(2	;)	町	の情	青報	!管	理体	本伟	削の	)評	価	に	つ	٧٧	て	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	8
第	5	不	正	事多	をの	)原	因う	分材	斤•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	9
第	6	不	正	事多	をの	再	発隊	方丄	上策	<b>i</b> •	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	1
第	7	不	正	流占	出に	.関	わっ	った	こ関	係	者	~	の	対	応(	アノ	ント	いて	· •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	9
第	8	総	括	• (		•	•	• •		•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	0
資料	)	•	•	•		•	•			•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	3

# 第1 本委員会の設置経緯及び設置目的

1 令和3年10月25日の神奈川新聞(朝刊)に、令和元年(2019年) 4月に実施された神奈川県知事選挙に利用された真鶴町(以下「町」という。) の選挙人名簿抄本のコピー(約6600人分の有権者の氏名, 生年月日, 性別, 住所などの個人情報が記載されているもの)が外部に流出しているとの記事が 掲載された。当該記事の掲載に先立ち取材を受けた松本一彦町長(当時)は、 「初めて聞いた。分からない。」と返答したが,当該記事が発表されると,「新 聞に掲載されたことは私がやったこと。」であると町の幹部に説明し、同年1 0月26日午後3時から開かれた記者会見において, 町民生活課長であった令 和2年2月頃、令和2年9月に実施予定の町長選挙に自身が立候補するにあた り、その選挙運動に利用する目的で、総務課(当時)で管理していた鍵を使っ て文書保管庫から選挙人名簿を持ち出して町役場でコピーをしたこと、さらに 令和3年9月、同月に実施予定の町議会議員選挙に立候補を予定していた候補 者に、その選挙運動に利用させる目的で選挙人名簿に記載された情報を提供す べく、町選挙管理委員会書記長(尾森正氏)に依頼して、当時まだ所持してい た選挙人名簿のコピーをさらに複製させ、候補者に届けさせたこと等を明らか にした。

以上の経過を踏まえ、町は選挙管理委員会書記長については綱紀審査委員会で事実関係を調査し、その処遇を審査すること、松本町長の行為については、外部のメンバーによる第三者委員会を設置してその調査に当たらせる方針を打ち出した。町は当該方針に基づき、第三者委員会の設置に関し、「選挙人名簿等の流出に係る第三者委員会設置要綱」(以下「設置要綱」という。)を制定し(令和3年11月9日制定)、この設置要綱を根拠規定として第三者委員会が設置されることとなり、令和3年12月22日、以下の3名の委員が選任されて本委員会が発足した。

委員長 委員 今村 哲也(関東学院大学法学部教授)

委員 加藤 勝 (弁護士 神奈川県弁護士会所属)

委員 板垣 勝彦 (横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授) ※本報告書提出時は同研究院教授

2 設置要綱によれば、本委員会は、選挙人名簿等の流出に関して、速やかに原 因究明を行い、今後の再発防止を図るために設置されるものとされ、以下の事 務を行うものとされた。

- (1) 不祥事の原因究明に関すること。
- (2) 不祥事の再発防止に関すること。
- (3) 不祥事の原因者の取扱に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

以上のうち, (4) の「その他前条の目的を達成するために必要な事項」には, 本委員会が事実解明に向けての調査を進めるにあたり, 町の現職員などの関係者が人事権者からの介入を受けることなく自由に供述できるよう町(町長)に対し申し入れないし提言をすることも, その任務に含まれることを本委員会は確認した。

3 なお、本委員会は、その設置時においては「選挙人名簿等の流出に係る第三者委員会設置要綱」を根拠規定としていたが、その後の令和4年3月1日に「真鶴町附属機関の設置に関する条例」に位置付けられ、規則化され(規則名「選挙人名簿等の流出に係る第三者委員会設置規則」)、条例を設置根拠とする委員会となった。

# 第2 本委員会の調査経緯

- 1 委員会開催
  - (1) 令和3年12月22日
  - (2) 令和4年1月13日
  - (3) 令和4年2月3日
  - (4) 令和4年2月28日
  - (5) 令和4年3月7日
  - (6) 令和4年3月18日
  - (7) 令和4年4月4日
  - (8) 令和4年4月21日
  - (9) 令和4年4月28日
- 2 主な調査方法
  - ア 関係者 5 名 (尾森正元参事, 森敦彦元議員, 青木健議員, 岩本克美議員, 松本一彦町長) の事情聴取 (面談)
  - イ 関係文書及び関連諸規定等の調査
  - ウ 関係諸箇所(選挙人名簿が管理されていた文書保管庫,住民基本台帳にか かる個人情報が管理されている端末機の設置利用状況等)の見分調査

- エ 綱紀審査会議事録等本件に係る各種会議録の調査
- オ 全職員を対象に実施したアンケート調査

# 第3 町の概要

1 町は神奈川県西部に位置し、総面積は7.05km,人口は7204人(令和 2年1月1日時点での住民基本台帳上の人口)の普通地方公共団体である。

人口構成は、15歳未満が573人、15歳から64歳までが3919人、 65歳以上が2841人(但し,人数は平成27年1月1日時点のもので,当 時の住民基本台帳上の人口は7333人)となっており、65歳以上の人口比 が38.7パーセントを占めていて、その全国平均である26.6パーセント を大きく上まわる。人口は昭和45年の約1万0250人をピークとして減少 傾向をたどり、現在まで毎年前年よりも減少している(ちなみに平成7年から 平成22年までの期間の年平均の減少数は92.9人であるところ、平成22 年から平成26年までの期間の年平均の減少数は165人となっており、その 減少傾向は加速している。)。人口減少の大きな要因のひとつとして,人口の 再生産を中心的に担う「若年女性人口」(20~39歳)の減少が挙げられる が、町の若年女性人口変化率は、全国総人口変化率の-49.96パーセント を大幅に上回る-70.41パーセントを記録している(後出「真鶴町人口ビ ジョン真鶴町まち・ひと・しごと創生総合戦略」9頁)。平成26年5月に日 本創生会議が発表したレポートにおいて、2040年に人口1万人未満(推計) の全国523自治体については「消滅可能性が高い」とされており、神奈川県 下では5自治体が「消滅可能性が高い」自治体としてリストアップされている ところ,真鶴町はその5自治体のなかに含まれる。このような状況を踏まえ, 町では人口減少・少子高齢化に伴う諸問題の解決を重要な課題ととらえ、「真 鶴町人口ビジョン真鶴町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し(平成2 8年3月・令和2年1月改定),町における人口の現状と将来の展望を提示す る真鶴町人口ビジョンを検討しつつ、総合戦略において、まち・ひと・しごと 創生に関する分野における目標や基本的方向、具体的な施策などを発表してい る。

2 町役場の組織(令和3年4月1日時点)は、町長、副町長(空席)の下に、 政策推進課、総務防災課、財務課、税務町民課、福祉課、健康長寿課、まちづ くり課、産業観光課、会計課が設置され、委員会組織として、教育委員会、選 挙管理委員会,監査委員,農業委員会,固定資産評価審査委員会が置かれている(別紙1・真鶴町機構図)。

- 一般職員,教育,公営企業体等の職員合計数は98名(令和3年4月1日時点)である。ちなみに真鶴町職員定数条例によれば町職員の定数は130名(但し,議会事務部局の職員2名を含む。)とされており,現在の職員数は条例上の定数をかなり下回る。
- 3 町議会議員の定員数は10名である。直近の町議会議員選挙は令和3年9月26日に執行され(有権者数6317名),14名が立候補し,10名が当選した。ただ,当選人のうち2名について,公職選挙法第206条に基づく当選の効力に関する異議の申し出があり,町選挙管理委員会はうち1名については異議を棄却し,うち1名については同人を当選人とした決定を取り消し,その当選を無効とした。
- 4 直近の町長選挙は令和3年12月19日に執行され、4名が立候補し、松本一彦氏(前町長)が当選した。この選挙は令和2年9月13日に執行された町長選挙で当選した松本氏が、選挙人名簿等の外部流出に関与していたことが公にされたことを受けて令和3年11月4日付けで辞職したことから、空席になった町長を決めるため執行されることとなったものであるが、辞職した松本氏が再び立候補し、当選人となったものである。

#### 第4 本件に係る事実認定とその評価について

# 1 前提事実

#### (1)選挙人名簿について

ア 選挙人名簿の調製及び管理状況

選挙人名簿とは、公職選挙法(以下「公選法」と略する。)に基づいて執行される公職の選挙において、投票をすることができる者を登録記載した名簿をいう。選挙人名簿には、選挙人の氏名、生年月日、性別及び住所等が記載される(公選法第20条第1項)(この氏名、生年月日、性別及び住所の4情報は個人識別にあたっての最も基本的な情報であり、「基本4情報」といわれる。)。

選挙人名簿は電磁的記録をもって調製することもできる(公選法第19条第3項)。選挙人名簿は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、その投票区ごとに編製される(公選法第20条第2項)。町では

5つの投票区が設けられていたことから(真鶴町の投票区の設置・平成13年選挙管理委員会告示第23号),選挙人名簿は当該投票区ごとに5冊に編製されていた。選挙人名簿の調製及び保管の任にあたるのは,市町村の選挙管理委員会である。選挙管理委員会は,毎年3月,6月,9月及び12月並びに選挙を行う場合に,市町村等の住民基本台帳に記録されている者について,選挙人名簿の登録を行うものとされる(公選法第19条第2項)。町選挙管理委員会においても,法令に則り,住民基本台帳に基づき被登録資格を確認して,毎年3月,6月,9月及び12月(登録月1日現在)に選挙人名簿を調製し(定時登録),その他,選挙が実施されることとなった場合には,選挙の公示または告示の日の前日を基準に被登録資格の有無を確認し,選挙人名簿を調製していた(選挙時登録)。

町においては、選挙人名簿は第一次的には電磁的記録による電子文書をもって調製していたが、当該電子文書の情報にアクセスできる端末機から出力され、プリントアウトされた一覧性のある書面文書としても作成されていた。最新の選挙人名簿に係る電子情報は、住民基本台帳に係る電子情報にアクセスすることができる端末機3台を利用して管理されていた。このうち1台は税務町民課卓上に設置され、うち2台は窓口カウンター(町役場の正面玄関を入って向かいすぐのところ)に設置され(この2台は職員間で「住基端末」と呼称されていた。)、日頃、住民基本台帳に係る電子情報にアクセスして住民票の一部の写しなどの発行業務に従事する職員が常時利用するものであったが、選挙人名簿に係る電子情報にアクセスするためには、選挙管理委員会による権限の付与が必要とされていたため、選挙管理委員会の事務局職員あるいはその指示を受けた職員以外の職員が当該情報にアクセスしたり、その情報をプリントアウトしたりすることは事実上できなかった。

一方,書面として作成された選挙人名簿(原簿)については,最新のものは町役場の鍵のないロッカーにおいて保管されていた(もっとも,本件の発覚後は鍵付きロッカーに保管されるようになっている。)。他方,選挙時に使用された選挙人名簿(書面)は,町役場とは別棟の消防団第2分団の建物(役場本庁舎から東北東に約100メートル離れており,役場本庁からの移動には公道の通行が必要である。)の地下にある文書保管庫(鍵のかかる専用出入口がある。)に移され,そこで保管(保存)された。な

お,実際に選挙の投票所で利用された選挙人名簿の抄本には,氏名,生年月日,性別,住所という基本4情報のみならず,当該選挙人が期日前投票をしたかどうか,さらに選挙当日に投票したかどうかという投票状況に関する記載もなされていた(別紙2-1・選挙人名簿の抄本見本)(照合欄に「期」と記載されている者が期日前投票をした者であり,氏名欄の氏名上に手書きで抹消線〈実物は赤字〉が引かれている者が投票所において投票をした者である。)。

この文書保管庫内には開架式書架の列が並び、部署ごとに区分けされた エリアにその部署に関係する文書が整理番号等の記載のなされた保存箱 に収納されて保管されており、選挙人名簿も選挙管理委員会用として区分 けされた書架の一画に収納されていた。真鶴町文書管理規程によると、保 存文書の管理は総務防災課長の所管とされているが(同管理規程第41条 第1項)、当該文書保管庫の鍵は、常時、総務防災課のカウンター下のロ ッカーに鍵のかからない状態で置かれていた。同管理規程によると、職員 が保存文書を閲覧するには、総務防災課長の許可を要するものとされてい たが(同管理規程第42条第1項)、職員は簡単な目的さえ告げれば文書 保管庫の鍵を借り出すことができた。そして、文書保管庫内には職員は常 駐しておらず、各部署の関係文書も開架式書架に置かれていたから、保管 庫内に入ってしまえば、当該職員が申し出た閲覧目的以外の文書を閲覧す ることは可能であり、さらに他の職員に気づかれることなく、不正に持ち 出して当該文書をコピーし、コピー後にこれを戻しておくということも事 実上なし得る状況にあった。

#### イ 選挙管理委員会の構成・選任等

町の選挙管理委員会は委員4名で構成され,うち1名が選挙によって委員長に任じられる(地方自治法第181条第2項,同法第187条第1項) (以下「地方自治法」を「地自法」と略する。)。

町の選挙管理委員会には、いわゆる事務方として書記長及び書記の職が 置かれ(地自法第191条第1項,真鶴町選挙管理委員会規程第11条)、 選挙人名簿の調製等に係る事務作業を担っていた。その選任であるが、書 記長は総務(防災)課長をもって充てられ、書記は町長の事務部局の職員 のうち町長の承認を得た者をもって充てられることになっており(同規程 第12条第1項,第2項)、いわゆる専任職ではなかった。ちなみに、選 挙管理委員会の書記長及び書記については、一般職員との兼職も禁じられていないと解されているが(松本英昭「逐条地方自治法・第9次改訂版」679頁)、職務上、書記長は選挙管理委員会の委員長の指揮のみを受け、書記その他の職員は、委員長及び書記長の指揮のみを受けるものとされる(地自法第191条第3項)。なお、町役場には選挙管理委員会専用の執務室はなかった。

ウ 選挙人名簿に記載された情報の第三者への開示にかかる手続規定(と くに選挙人名簿の抄本の複写等の禁止)について

選挙管理委員会は、選挙人あるいは公職の候補者となろうとする者から 選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申し出があった場合 には、その活動に必要な限度において、選挙人名簿の抄本を閲覧させなけ ればならないとされている(公選法第28条の2第1項)。但し、法は、 この選挙人名簿の抄本の閲覧制度が不正に利用されることを防止するた め、その閲覧を認める場合を以下の3つの場合に限定し、かつ厳格な閲覧 手続(申出者の資格、利用目的、閲覧事項の管理方法等の確認、閲覧事項 を適切に管理することができないおそれがある場合などの閲覧拒否等)を 整備している(公選法第28条の2第2項ないし第10項)。

- ① 選挙人名簿の登録の有無を確認する場合
- ② 公職の候補者等, 政党その他の政治団体が政治活動・選挙運動 を行う場合
- ③ 報道機関,学術研究機関等が政治・選挙に関する公益性の高い 世論調査等の調査研究を行う場合

ちなみに、この閲覧制度によって開示される選挙人名簿の抄本の記載事項は、氏名、生年月日、性別、住所という基本4情報のみであり、選挙人が投票をしたかどうか、その投票が期日前投票であったかどうかなどの投票状況に関する記載はない(別紙2-2・選挙人名簿の抄本見本)。

ところで、平成18年(2006年)の公選法の改正前の公選法第29条第2項は、選挙人名簿の閲覧に関し、「市町村の選挙管理委員会は、(中略)選挙人名簿又はその抄本を閲覧に供し、その他適当な便宜を供与しなければならない。」と規定していた。この「その他適当な便宜を供与しなければならない。」との部分はいわゆる便宜供与規定と呼ばれ、上記改正前は、この規定に基づき市町村の選挙管理委員会のなかにはその裁量によ

り選挙人名簿のコピーを認めていた例もあった(但し、町では公選法の改正前も選挙人名簿のコピーを認める取扱いはしていなかった。)。しかしながら、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日施行)や、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成17年4月1日施行)等の制定・施行を受け、選挙人名簿のコピーを認めることは、選挙人の個人情報がみだりに大量流出する危険を高めるとの認識のもと、平成18年の公選法の改正では、コピーを認める根拠となっていたこの便宜供与規定が削除されることとなった。当該改正後も公選法には選挙人名簿のコピーを禁止する明文の規定は置かれなかったが、この便宜供与規定の削除により、市町村が選挙人名簿のコピーを許すことは「違法性の可能性が高い」との政府解釈が示された(第164回参議院・政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会第5号・平成16年6月2日会議録)。

町では、選挙人名簿の抄本の閲覧に関する事務処理について、真鶴町選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧に関する事務処理要綱を制定しているところ、当該要綱においては、前記の公選法改正の趣旨も踏まえ、選挙人名簿の抄本の閲覧は読み取り又は筆記に限り認めるものとし(第9条第1項)、次の各号に掲げるものはいずれも認めないものとする明文の禁止規定を置き、選挙人名簿に記載された個人情報が不正に流出しないような措置を講じている(同条第2項)。

- ① カメラ及びカメラ付携帯電話その他の機器による撮影
- ② 複写機又はハンドコピー機による複写
- ③ ファクシミリによる送信
- ④ パーソナルコンピュータ等の使用

もっとも,同規定に違反して,選挙人名簿の抄本を不正にコピーした者 について,これを罰する罰則規定までは設けられていない。

なお、選挙管理委員会は、毎年少なくとも1回、上記の申し出に係る選挙人名簿の閲覧の状況について、申出者の氏名及び利用の目的の概要等を公表するものとされている(公選法第28条の4第7項)。この規定に基づき、町は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間における選挙人名簿抄本閲覧の状況を公表しているところ、令和3年3月16日、17日、19日に黒岩範子氏が選挙人名簿の登録の有無を確認する目的で町全域の選挙人に係る選挙人名簿の抄本を閲覧したことが町のホームペ

ージに掲載されて公表されている。ちなみに黒岩範子氏は、令和3年9月26日に執行された町の町議会議員選挙において立候補し、当選人となっている。

# (2) 住民基本台帳について

- ア 住民基本台帳の整備及び情報の管理状況
  - i 住民基本台帳とは、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図る等の目的のため、住民に関する情報が記載された台帳である。住民基本台帳は、市町村長が整備するものとされ、個人を単位として世帯ごとに編成されて作成される。その記載事項は、氏名、出生の年月日、男女の別、世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄、戸籍の表示、住民となった年月日、住所(住所を変更した場合はその年月日)、選挙人名簿に登録された者についてはその旨、国民健康保険の被保険者である者についてはその資格事項、国民年金保険の被保険者である者についてはその資格事項、住民票コードなどであり、そこには、氏名、生年月日、性別、住所という個人識別の基本4情報のみならず、個人の特定及び生活に関する多種多様な個人情報が記録される(住民基本台帳法第7条)(以下「住民基本台帳法」を「住基法」と略する。)。
  - ii 住民基本台帳の情報は電磁的記録をもって調製することもできる (住基法第6条第3項)。町においては、住民基本台帳は第一次的に は電磁的記録による電子文書をもって調製していた。そして、当該電 子文書の情報にアクセスできる端末機(いわゆる住基端末)は、前記 のとおり町役場1階の窓口カウンターに設置され、日頃、住民基本台 帳に係る電子情報にアクセスして住民票の写しなどの発行業務に従 事する職員が常時利用していた。

町において、住民基本台帳の調製及び管理を所管する部署は税務町 民課であり、住民基本台帳に記録される情報の登録事務作業は、日頃、 同課に所属する職員(会計年度任用職員を含む)が行っており、住民 票の一部の写しなどの発行業務も同課職員が行っていた。同課職員に は、それぞれ端末機を起動させるための個人IDが割り当てられてい て(但し、会計年度任用職員に個人IDの割り当てはなかった。)は、 当該IDを打ち込んでログインして端末機を起動させて作業を開始 することになっており、その起動に係る情報はシステムに記録される ことから、どの職員が住民基本台帳に記録された情報を閲覧等したか は事後的に確認される仕組みになっていた。ただ、住民票の写しなど の発行作業は比較的頻度が高く、その発行作業ごとにログイン・ログ オフを繰り返していては円滑迅速な発行に支障が出たため、始業時に いったんログインした後、終業時までログオフせずにそのままの状態 にしておくことも少なくなかった。その間、当該職員が離席すること もあったから、仮に当該担当職員以外の職員が端末機を操作したとき は、その実際に操作した者が誰かはシステムの記録からは割り出せな い。

- iii ところで、住民基本台帳に記録された個人情報は、他の部署の業務 に関連することが少なくない。そのため、他の部署の職員から、日頃 住基端末の操作に従事していた税務町民課の職員に、当該個人情報の 内容について照会がなされることもあった。その際、照会を受けた職員は、ことさら業務関連性について厳格に問い質すことなく、照会に 応じていた。
- イ 住民基本台帳に記載された情報の第三者への開示にかかる手続規定 について

住民基本台帳に記載された情報は、個人の特定及び生活状況に関する 重要な個人情報である。このことから、市町村長は、記載情報の正確性 を図りこれを常時維持するため、定期あるいは必要に応じて、住民基本 台帳の記載事項について調査するものとされ(住基法第34条第1項、 第2項)、台帳に関する事務の処理にあたっては、住民票に記載されて いる事項の漏洩、滅失及び毀損の防止その他の住民票に記載されている 事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないとされ ている(同法第36条の2第1項)。

そして、当該情報の第三者への開示については、個人のプライバシーへの配慮のもと、申出者の資格、目的等について法はその要件を限定列挙して規定し(同法第11条、同条の2、第12条の2、同条の3)、相当に厳格な手続規制を布いている。その規定中に、公職への立候補を

予定する者に対し、政治活動の目的で住民基本台帳に記載されている本 人確認情報を閲覧することを許す規定はない。

さらに、住民基本台帳上の本人確認情報を取り扱う(または取り扱っていた)市町村の職員、市町村から委託を受けてその事務処理に従事している(またはしていた)者が、職務上知り得た本人確認情報に関する秘密を漏洩した場合等については、罰則規定を設け(住基法第30条の26ないし30、第35条、第42条ないし第44条)、個人情報の漏洩防止を図っている。

# (3) 関係者の職務経歴等

# ① 松本一彦氏

昭和63年4月に真鶴町役場に入職し、建設課ほか各課勤務を経て、平成24年4月より、国民健康保険診療所事務長、町民生活課副課長、まちづくり課副課長(上下水道担当)、健康福祉課副課長、企画調整課副課長、町民生活課長、総務課長(真鶴町選挙管理委員会書記長併任)等を経て令和2年6月19日に退職した。その後、令和2年9月13日に執行された町長選挙に立候補して当選し、町長に就任した。そして、令和3年11月4日付けで町長を辞職したが、令和3年12月19日に執行された町長選挙に立候補して当選し、町長職に復帰した。

#### ② 尾森正氏

昭和63年4月に真鶴町役場に入職し、真鶴町教育委員会事務局、下水 道課ほか各課勤務を経て、平成24年4月より、税務課長、企画調整課副 課長、税務収納課副課長、まちづくり課副課長、町民生活課長、参事兼総 務防災課長(真鶴町選挙管理委員会書記長併任)等を経て、令和3年11 月11日、懲戒免職処分を受けた。松本氏と尾森氏は役場で長く同僚であ ったとともに個人的にも親しく、家族ぐるみでの付き合いもあった。

#### ③ 森敦彦氏

昭和51年4月に真鶴町役場に入職し、産業観光課ほか各課勤務を経て、平成15年3月より、税務課長、産業観光課長、町民課長、会計課長、福祉課長、環境防災課長、教育総務課長等を経て、平成24年3月、定年退職した。その後、平成29年9月24日に執行された町議会議員選挙に立候補して当選し、町議会議員に就いた。議会内の会派所属は、当選時は無会派であったが、令和元年7月時点で「同志会」に属した。

その後の令和3年9月26日に執行された町議会議員選挙に立候補したが、落選した。

ちなみに、森氏は、令和2年9月の町長選挙における松本氏の有力な対 抗馬で同選挙前に町長職にあった宇賀一章氏の政策や政治姿勢について、 議会等においてこれを批判する活動を活発に行っていた。

# ④ 青木健氏

昭和46年4月に真鶴町役場に入職し、建設課ほか各課勤務を経て、平成8年4月より、福祉健康課長、税務課長、産業観光課長、農業委員会事務局長、合併対策課長等を経て、平成16年9月に退職した。その後、平成16年9月26日に執行された町長選挙に立候補して当選し、町長に就いた。さらに、平成20年9月21日に執行された町長選挙に立候補して当選(再選)して町長に就き、平成24年9月25日まで務めた。その後の平成28年9月11日に執行された町長選挙に立候補したが落選した。

その後は、平成29年9月24日に執行された町議会議員選挙に立候補して当選し、町議会議員に就き、さらに令和3年9月26日に執行された町議会議員選挙に立候補して当選(再選)し、現在その任にある。議会内の会派所属は、当選後現在までいずれも無会派である。

ちなみに、青木氏は、令和2年9月の町長選挙において松本氏を積極的 に支援する活動を行っていた。

#### ⑤ 岩本克美氏

岩本氏は、真鶴町内で不動産業を営む有限会社桜堂(平成11年1月 11日設立)の代表取締役を務めている。

同氏は平成21年1月25日に執行された町議会議員補欠選挙に立候補して当選して町議会議員に就き、その後の平成21年9月、平成25年9月、平成29年9月、令和3年9月に各執行された町議会議員選挙に立候補していずれも当選し、現在も町議会議員の任にある(5期目)。議員内の所属会派は、令和元年7月時点で森敦彦氏と同じく「同志会」に属していた。なお、岩本氏は令和3年10月7日の町議会臨時会で議長に選出されたが、本件の選挙人名簿等の外部流出に関与していたことを自ら公表し、令和3年11月4日に議長職を辞任した。

ちなみに、岩本氏も、令和2年9月の町長選挙において松本氏を積極 的に支援する活動を行っていた。

# 2 選挙人名簿等の情報流出に係る事実認定

(1) 令和3年(2021年)の情報流出に係る事実認定について

本委員会は、調査の結果、以下の事実を認定した。

- ① 松本氏は、令和2年2月2日頃、自身が立候補を予定していた町長選挙で利用するため、文書保管庫に収納されている使用済みの選挙人名簿を持ち出してコピーしようと企て、同日夕刻、その目的を秘して総務課で管理していた文書保管庫の鍵を借り出して(借り出し名簿には必要事項を記載せず)、文書保管庫に立ち入り、平成31年(2019年)4月に実施された神奈川県知事選挙で使われた選挙人名簿の抄本(投票状況の記載がなされたもの)(別紙2-1・選挙人名簿の抄本見本参照)を文書保管庫から持ち出し、文書保管庫から約100メートル離れた町役場に移動して、町が管理しているコピー機を利用して、約1時間かけてその選挙人名簿全部のコピーを取った。コピー後、持ち出した選挙人名簿の抄本は文書保管庫の持ち出した場所に戻し、コピーした文書は自宅に持ち帰って保管した。松本氏は、自身の選挙に際し、選挙人に選挙用はがきを郵送する際の宛名書きのため、当該名簿を利用したが、その選挙後も名簿を廃棄せず、保管していた。
- ② 青木氏は、平成16年9月から平成24年9月まで町長職にあり、当時、町職員であった松本氏をよく知っていた。青木氏は、松本氏が令和2年(2020年)9月の町長選挙に立候補するにあたり、青木氏の支持者に声を掛け、松本氏に投票してほしい等の要請をしていた。その後、松本氏が町長に当選した後、青木氏は令和3年(2021年)9月の町議会議員選挙に立候補するにあたり、松本氏に対し、同氏が町長選挙で利用した支援者の「リスト」を見せてほしいと頼んでいた。
- ③ 森氏は、平成29年(2017年)9月に実施された町議会議員選挙に立候補して当選し、町議会議員の職に就いたが、令和3年(2021年)9月の町議会議員選挙にも立候補を予定し、再選を目指していた。松本氏は、森氏が町職員として先輩であり、個人的に親しくしていたこと、森氏が松本氏の対抗馬とされた宇賀一章氏の政策や政治姿勢を批判する活動を活発に展開し、間接的に松本氏を支援してくれていると思っていたことなどから、当該選挙で森氏の当選が危ういとの選挙情勢に接し、何とか森氏に再選してもらいたいと思った。そこで、自身が町長選

挙で使用した選挙人名簿の情報を森氏に提供すれば、森氏の選挙広報活動がやりやすくなると考えた。さらに、松本氏は、選挙人名簿を渡すなら森氏だけでなく、令和2年(2020年)の町長選挙において松本氏を積極的に支援し、選挙人らに対して松本氏への投票を呼びかけるなどの活動をしてくれた青木氏(前記のとおり青木氏は松本氏に「リスト」を見せてほしいと頼んでもいた。)や岩本氏にも選挙人名簿を渡そうと考えた。

- ④ 以上の経緯で、松本氏は、令和3年7月頃、森氏、青木氏、岩本氏に対し架電して、町議会議員選挙の選挙運動に利用してもらう目的で自身が町長選挙で利用した選挙人名簿を提供するので使ってもらいたい旨を告げ、各氏の了承を得た。そして、町職員として同期であり、個人的にも親しくしていた尾森氏に対し、選挙人名簿をコピーし、前記の3氏の自宅に届けるよう依頼した。依頼を受けた尾森氏は、松本氏から選挙人名簿を預かり、災害の当直日であった令和3年7月4日頃、町役場のコピー機を利用して、選挙人名簿を少なくとも3部コピーした。そのコピーの際、選挙人名簿に記載された投票状況等に係る情報部分をマスキングするなどの措置をとったことはなかった。
- ⑤ ところで、松本氏が自身の町長選挙で使用した選挙人名簿は、令和元年(2019年)の県知事選挙に使用されたものであり、その後の転出者等の情報は反映されていなかった。そのため、松本氏は、当該選挙人名簿の情報が少し古いという認識があり、尾森氏とのそのことを話題とする会話をした。尾森氏は、その会話から、選挙人名簿を提供するだけでなく、その後の転出者や死亡者の状況がわかる情報が反映された資料を併せて提供した方がよいと考え、その旨を松本氏に伝え、松本氏もこれに賛意を示した。そこで、尾森氏は、令和3年7月9日、午前11時28分から11時33分の間、町役場1階窓口カウンターに設置されていた住基端末を自ら操作し(同端末は税務町民課職員Aの個人IDによってログインされたもので、尾森氏が操作した当時ログインされたままの状態にあった。)、平成31年4月7日から令和3年6月30日までの「死亡者一覧(276件分)」「転出者決定一覧(441件分)」「職権消除者一覧(3件分)」の情報を端末上に表示させ、当該端末に接続されていたプリンターでプリントアウトし(以下、このプリントアウト

した書面を「転出者等一覧表」という。), これを町役場のコピー機を 使って少なくとも3部コピーし、その場から持ち出した。

⑥ その後の令和3年7月末頃,尾森氏はコピーした選挙人名簿及び転出者 等一覧表を1部ずつ紙袋に入れて,森氏,青木氏,岩本氏の各自宅に届け た。

# (上記事実認定に係る補足説明)

ア 選挙人名簿の持ち出し行為等に関する尾森氏の関与について

松本氏は、令和4年3月7日に実施した本委員会の事情聴取において、 令和2年2月2日頃に実行した選挙人名簿の持ち出し及びそのコピーは 尾森氏と共同で行ったものだと供述した(ちなみに、この時までに、松本 氏が当該行為を尾森氏と共同で行ったということを町幹部への説明の機 会や記者会見や議会説明会等その他の場で供述した形跡は見当たらな い。)。本委員会は、松本氏の上記供述を得た後、この点に関し尾森氏に 事実関係を質したところ、尾森氏は自身の関与を否定した。松本氏は、選 挙人名簿を持ち出したのは、令和2年2月2日の休日であり、その時間帯 も夕刻で、選挙人名簿のコピーも尾森氏と分担し、自身は1階のコピー機 を利用し、尾森氏は2階のコピー機を利用した、コピーを終えた後に役場 庁舎を退出する際には当直の職員に声を掛けたなど相当に具体的な供述 をし、その供述の具体性に照らし、供述には相応の信用性が認められる。 しかしながら、松本氏は、本件の発覚後、本件について記者会見や議会説 明会などで相当詳細な弁明をしているところ, 尾森氏が選挙人名簿の持ち 出しにまで関与していたことを供述したのは、本委員会の事情聴取日であ る令和4年3月7日がはじめてであり、それまでそのような供述をしたこ とがなかったこと,この点に関して尾森氏を共同実行者に仕立てあげれ ば、それは松本氏自身の責任を軽減させる要素にもなり得ること、さらに 本委員会の調査においては、松本氏の供述以外に尾森氏の共同関与を示す 証拠資料が得られなかったこと等から、前記の松本氏の供述に全面的に寄 りかかって尾森氏の共同関与があったと認定することには躊躇が残った。

イ 青木氏が松本氏に見せてほしいと求めた「リスト」について

青木氏が松本氏に対し、松本氏が令和2年(2020年)の町長選挙で使った支援者の「リスト」を見せて欲しいと依頼したことは青木氏も自認している。

この点に関し、松本氏は、町の職員であった平成28年(2016年)に、当時の町長選挙に立候補した青木氏から選挙人名簿のコピーを指示された経験があり、よって令和3年に青木氏が求めた「リスト」も選挙人名簿の抄本を意味することを青木氏は知っていたはずである旨の供述をする。一方、青木氏はこれを否定し、松本氏に求めたのは単に松本氏が私的に作った「支援者リスト」という認識であった旨の供述をする。これについて、本委員会は、後に述べるとおり、平成28年(2016年)に青木氏が松本氏に選挙人名簿のコピーを指示した事実についてこれを認定できないとしたことから、青木氏が松本氏にリストの要求をした時点で、それが直ちに「選挙人名簿」を意味していたとの認定をすることは難しいと判断した。

ウ 松本氏が選挙人名簿のコピーを森氏ら3氏に渡した動機について

松本氏は選挙人名簿のコピーを森氏に渡そうとした動機について、①森 氏が町職員として先輩であり、個人的に親しくしていたこと、②森氏が、 松本氏が立候補した令和2年(2020年)の町長選挙で松本氏を結果的 に支援する形となる活動を展開してくれていたこと, ③当該選挙で森氏が 当選するのが危ないとの選挙情勢に接したことを挙げている。しかし、他 に名簿を渡した青木氏との関係では③の要素はなく、また岩本氏との関係 では①と③の要素はない。この3氏にすべて共通するのは,②に関する要 素、つまり町長選挙において松本氏を支援する活動をしていたという要素 である。そして、令和2年(2020年)の町長選挙において松本氏を積 極的に支援する活動(森氏においては支援する形となる活動)をしていた のは、この3氏に天野雅樹氏を加えた4名であったこと、松本氏は天野氏 に名簿を提供しなかったのは、同氏が子どものころからの幼馴染で、その 一本気な性格から提供しても受け取るとは思わなかった旨の説明をし、天 野議員への名簿提供も考慮したことがあったこと等の事情に照らすと、松 本氏が選挙人名簿のコピーを提供した動機については、この3氏が令和2 年の町長選挙において松本氏を積極的に支援し、あるいは支援する形とな る選挙運動をしたこと(青木氏と岩本氏については各自の支援者に松本氏 への投票を呼びかける活動が含まれる。) に対する事後的な謝礼の意味合 いが強かったものと認められる。

エ 尾森氏の関与した動機について

尾森氏は、本委員会に対し、町長職についた松本氏から議会答弁の正確 性や的確性などを強く求められるようになり、その町長の指示に確実に答 えていかなければならないというプレッシャーと恐怖のなかで、町長に言 われるままに不正行為に及んだ旨の供述をした。しかしながら, 松本氏(昭 和41年1月25日生)と尾森氏(昭和39年1月25日生)は町の入職 は同時期(昭和63年4月1日)ではあるが、子どものころからの顔なじ みで尾森氏が2歳年上であったこと,役場という組織内にあっても松本氏 が町長職に就くまではとくに役職上の上下関係にはなかったこと、さらに 松本氏が町長職についてからも両者間の親密な人間関係は維持されてい たとみられること(町の職員の複数の証言),松本氏が町長選挙時に利用 していた選挙人名簿の基本4情報が令和3年9月の時点では少し古くな っていたという状況にあって、これを最新の情報に更新する必要やその方 法(住民基本台帳を管理する端末機からの情報の取り出し)を提案したの は尾森氏の側からであったとみられること等の事情に照らすと、尾森氏の 関与動機は, 町長からのプレッシャーという要素だけでなく, 不正行為を 含めて松本氏の強い協力者となることにより,同氏との親密な関係を維持 し、さらには役場組織における自らの地位や勢力の保全等を意図するとこ ろもあったとみることが相当である。

オ 住民基本台帳の転出者等の情報流出に関する松本氏の関与について

松本氏は、尾森氏が住基端末から転出者等の情報を不正に打ち出してコピーし、転出者等一覧表を前記3氏に届けたことについて、自身の指示を否定する。この点に関し、尾森氏は本委員会の事情聴取において、選挙人名簿だけだと「古い名簿となってしまうので、死亡者もいるでしょうから死亡者とかに通知が行ってしまうのも失礼な話しになってしまうよ、という話になりまして、その間の出入りといいますか、何か把握するようなものはあるかという相談が(松本氏から)私にありまして。」「それで転入転出者、死亡者リストを打ち出しましょうかという話しで。」「町長も名簿だけで渡そうという気持ちもさらさらなくて、でもこのまま渡したら意味がないよねと話されていたので。それで死亡、転出打ち出しましょうかと、そこで本人も納得の上で。」「そういった話がなければ僕は絶対にそういうことをする動機もない、打ち出す必要もない。」「(松本氏は)知事選挙から議員選挙の期日までの名簿の中の人たちについて、それをうや

むやにしたまま僕に渡してくれという性格の人ではない。」旨の供述をし、 転出者等情報の不正取得とその流出は松本氏の指示により行ったもので あることを強調した。尾森氏の以上の供述はその具体性に照らし、またそ の内容が尾森氏と松本氏との間の親密な人間関係を反映した会話状況で あることに照らし、その供述には相応な信用性があるものと認められる。 もっとも、尾森氏は、住基端末から打ち出してプリントアウトした転出者 等一覧表は松本氏にも届けたと述べながら,その届けた時期等について曖 昧な供述をしていること、尾森氏は本件で懲戒免職の処分を受け、それを 重すぎるものとして争っていること等から、自身の関与の程度をより小さ くみせようとして、会話の状況についてあたかも松本氏の指示があったか ような脚色をした疑いもまったくないではない。ただ、上記の会話は、そ のような脚色の可能性を打ち消すほどの具体性や迫真性を備えていると 本委員会は判断した。もっとも、上記の会話の状況からすると、尾森氏が 住基端末から不正に転出者等の情報を打ち出し, 転出者等一覧表を交付し たことについて、松本氏からの積極的な指示があったということまではい えず、そのことについて少なくともこれを容認する姿勢があったという限 度で松本氏の関与があったとみるのが相当である。

# カ 選挙人名簿のコピーを受領した議員3氏の受領後の行動について

森氏は、松本氏から「町長選挙の時に自分が使った紹介者カードをまとめたリスト」と言われて尾森氏を通じて渡された文書を受領したが、選挙終了後まで届けられた時のひも付き封筒に入ったままの状態で放置し、中身は確認しなかったところ、選挙終了後に封筒の中身を確認してみると、町で利用する選挙人名簿や住所異動の一覧であることが分かったので、受け取った選挙人名簿を町に返却した旨の供述をする。以上の供述のうち、受領した文書が選挙人名簿だとは思わず、選挙終了後まで中身を確認することもなかったと述べている部分についてはにわかに信用することができないが、本委員会の調査では、当該供述部分が虚偽であると認定できるだけの証拠資料は得られなかった。

また、青木氏は、松本氏から「町長選挙の時に使ったリスト」と言われて尾森氏を通じて渡された書類入りの紙袋を受領したが、受領して2、3日後に中身を確認したところ、選挙人名簿のコピーであることが分かったので、これが他に流れたら困ると思い、自身の管理する畑で焼却処分した、

紙袋のなかに転出者等一覧表があったかどうかはわからない旨の供述をする。以上の供述のうち、同氏が選挙人名簿等を受け取ったとする部分以外のすべての供述部分はにわかに信用することができないが、本委員会の調査では、当該供述部分が虚偽であると認定できるだけの証拠資料は得られなかった。

また、岩本氏は、尾森氏から選挙人名簿や転出者等一覧表を受け取ったことはあるが、どのような経緯で受け取ったかどうか、また受け取った書類が選挙人名簿等であると気が付いた時期についても記憶が曖昧であり、ただそのことに気が付いてからは手元にあることがまずいと思い、1週間ぐらいかけて手でちぎり、生活ごみにまぜて捨てた旨の供述をする。以上の供述のうち、岩本氏が選挙人名簿等を受け取ったとする部分以外のすべての供述部分はにわかに信用することができないが、本委員会の調査では、当該供述が虚偽であると認定できるだけの証拠資料は得られなかった。

# (2) 平成28年(2016年)の選挙人名簿の情報流出に係る松本氏の供述に ついて

松本氏は、平成28年(2016年)の町長選挙において、立候補を予定していた青木氏から、「選挙人名簿はないかとお願いされた」ので、町役場庁舎内にあった選挙人名簿をコピーし、青木氏に渡したことがあり、この選挙人名簿のコピーも尾森氏と共同で行った旨の供述をする。これに対し、青木氏は選挙人名簿のコピーを依頼したこともなければ、これを受領したこともないとして、前記松本氏の供述を全面的に否定した。さらにこの点について尾森氏も自身の関与を否定した。

松本氏の供述は前記(1)の情報流出にかかる事情について述べたことほどの具体性を伴うものではないこと、選挙人名簿の流出という行為が元々は平成28年当時の町長であった青木氏の指示に端を発して行われていたことにすれば、令和2年ないし3年にかけて自身が行った情報流出行為の非違性が軽減される事情ともなり、松本氏がこの点に関し事情を脚色して語る動機がないとは言えないこと、青木氏の指示について松本氏が共同関与者として挙げた尾森氏も関与を否定していること等から、前記の松本氏の供述のみに全面的に寄りかかって青木氏の指示行為に基づく選挙人名簿に係る情報流出の事実を認定することには無理があると判断した。

# 3 上記認定事実に係る法的評価

以下、本委員会の認定した事実についての法的評価について述べる。なお、その法的評価について、関係者個人の行為が刑罰法規に抵触し、犯罪が「成立する」と述べる部分があるが、実際に犯罪を行ったものとして刑事裁判により有罪判決を受けることになるのは、該当する事実が刑事訴訟法の手続に従い厳格な証明を経て立証されることなどの条件が満たされる必要がある。従って、犯罪が「成立する」と述べるのも、それは刑事事件として立件されたならば間違いなく有罪とされるということまでを直ちに意味するものではない。もっとも、本委員会としては当該犯罪について十分な嫌疑が存在すると判断したものであることを付言する。

# (1) 関係者個人の行為の評価について

ア 窃盗罪(刑法第235条)及び建造物侵入罪(刑法第130条)該当 性

令和2年当時,選挙人名簿が保管されていた文書保管庫の建物の管理者は当該保管庫の鍵を管理する町の総務課長(細田政広氏)であった。従って,松本氏は上記総務課長の管理に係る選挙人名簿を正当な理由なく持ち出したものである。同氏は選挙人名簿をコピーした後にこれを文書保管庫に返還してはいるが,コピーのために保管庫から移動した先までの距離(約100メートル)やコピーに要した時間(約1時間)を考慮すると,不法領得の意思があったものと認められ,その持ち出し行為は窃盗罪の実行行為として「窃取」にあたり,もって標記の行為は窃盗罪(刑法第235条)が成立する。

また、松本氏が、選挙人名簿を「窃取」する目的で、その目的を秘して 前記総務課長が管理する文書保管庫の鍵を借り出し、当該保管庫に侵入す る行為は、建造物侵入罪(刑法第130条)に該当する。

イ 地方公務員法(以下,「地公法」と略する。)上の守秘義務違反の罪(地 公法第34条第1項,同法第60条第2号)該当性

地方公共団体の職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとされ、これに違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる(地公法第34条第1項、同法第60条第2号。)。ここでいう「職務上知り得た秘密」とは、「職務上の秘密」(地公法34条第2項)という概念よりも広いもので、職員が職務の執行に関連して知

り得た秘密であって、自ら担当する職務に関する秘密は当然に含まれるが、担当外の事項であっても職務に関連して知り得たものも含まれるとされている(橋本勇『逐条地方公務員法・第5次改訂版』696頁)。ただ、その「秘密」がどういう事項をいうかについては内容的にも手続的にも実定法上明確な定めはない。そこで、「秘密」であるかどうかは解釈に委ねられているところ、一般論としては、「秘密」とは「非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護に値するものをいう」(最高裁昭和52年12月19日決定ほか)とされ、そこには公的秘密のみならず、社会通念上、それを他人に知られたくないと思う住民の個人的な秘密も含まれるとされている。そこで、尾森氏が前記3氏に渡した選挙人名簿の抄本のコピーに記載されていた情報や転出者等一覧表に記載されていた個人識別情報が本条にいう「秘密」に該当するかが問題となる。

この点に関し、氏名、生年月日、性別及び住所の基本4情報の性質につ いて、最高裁平成20年3月6日判決は、「人が社会生活を営む上で一定 の範囲の他者には当然開示されることが予定されている個人識別情報で あり、その変更情報も、転入、転出等の異動事由、異動年月日及び異動前 の本人確認情報にとどまるもので、これらはいずれも個人の内面に関わる ような秘匿性の高い情報とはいえない。」旨の判示をした。しかしながら、 判例中には、母子が夫の暴力からの避難を求めて市に相談し、夫に知られ ないように施設入所したという事案において、市の福祉担当職員が、夫か ら家出した妻子を保護しているかどうかについて問合せがあっても、それ について回答すべき義務はないとし、その根拠に地公法上の守秘義務の存 在をあげているものがあり(名古屋高裁平成13年12月11日判決), これは妻子の転出情報という基本4情報中の住所情報が守秘義務の対象 となる「秘密」に属することを前提としたものであると解される。このと おり、基本4情報であっても、事情によっては「秘密」に該当する場合が あるというべきであり、もって基本4情報が一律に「秘密」にはあたらな いと解することは相当でない。前記最高裁判例も「秘匿性の高い情報とは いえない」と判示するに留まり、基本4情報がいかなる場合にも「秘密」 にはあたらないと判示したものとは解されない。そして、松本氏が文書保 管庫から持ち出し、尾森氏がこれをコピーして前記3氏に渡した選挙人名 簿の抄本は、平成30年の神奈川県知事選挙で実際の投票時に使われた名

簿であって、そこには基本 4 情報のみならず、誰が投票したかどうか、誰が期日前投票をしたかどうかの投票状況に関する情報の記載もあった。選挙における個人の投票状況がその氏名、生年月日、性別及び住所とともに特定された情報は、社会通念上、それを他人に知られたくないと思う住民の個人的な秘密に該当することは明白である。かつその情報が町の全域の選挙人に係る情報として一覧性をもって表示されていたことからすれば、その漏洩の重大性もまた明白であるといえる。

次に、転出者等一覧表に記載された情報(「死亡者一覧(276件分)」 「転出者決定一覧(441件分)」「職権消除者一覧(3件分)」)につ いてみると、まず、死亡者一覧に記載された情報については、死亡者情報 が町の広報などにも希望者のみではあるが掲載されていたことなどの事 情に照らすと、これが「秘密」に該当するということは難しいであろう。 次に、転出者決定一覧に表示された情報についてであるが、そこに表示さ れているのは基本4情報に限定されており、それを個別にみる限り、秘匿 性が高い情報といえるかどうかの疑義はある。ただ、尾森氏が本件の転出 者決定一覧にとりまとめた情報は、平成31年4月7日から令和3年6月 30日までの転出者決定一覧441件分であり、これは平成30年の神奈 川県知事選挙に使用された選挙人名簿の記載事項には、その後の転出者等 の情報が反映されていないことから、これを反映させて令和3年9月に執 行される町議会議員選挙の選挙運動に役立てるという特定の目的に基づ き、個人情報を集積化しかつ一覧化したものであったと認められる。個別 の基本4情報としては、人が社会生活を営む上で一定の範囲の他者には当 然開示されることが予定されているとしても,特定の候補者の選挙運動の ため,他者の個人識別情報とともに集積化され一覧化された情報として取 りまとめられて表示されることは、社会通念上、それを他人に知られたく ないと思う事項に含まれると解する余地が十分にあると本委員会は考え る。

最後に、職権消除者一覧に記載された情報については、職権消除が、本来ならば届出義務者が届出しなければならない転出、転居を怠っていることが原因で住民基本台帳上の住所が居住実態と合致していない場合において、当該個人を職権により住民票から消除するものであり、対象者の届出義務違反が表示された情報といえることから、そのような情報の性質

上,これは社会通念上,それを他人に知られたくないと思う住民の個人的な「秘密」に該当すると解する余地が十分にある。ただ,職権消除の決定がなされる過程においては公示送達の手続が踏まれ,そこで当該情報が一般に開示されることに照らすと,職権消除の決定がなされた段階では「秘密」性は失われていたものと解される。

以上により、本委員会は、本件で流出した選挙人名簿の抄本のコピーに 記載されていた情報は明らかに「秘密」に該当し、また、転出者決定一覧 のコピーに表示された情報も「秘密」に該当すると解する余地があるもの として、尾森氏が選挙人名簿の抄本のコピー及び転出者決定一覧を前記3 氏に渡した行為について、地公法上の守秘義務違反に該当すると判断す る。

なお、執行機関の職務を行う特別職の地方公務員は、本条の罪の主体となる職員には該当しないとされている。しかし、松本氏は、選挙人名簿の抄本に係る情報を漏らした関係においては、かつての職員として知り得た「秘密」を漏洩した者に該当する。さらに、転出者決定一覧に記載された情報を漏らした関係においては、同罪に該当する行為を行った尾森氏との共犯として刑法第65条第1項(身分なき共犯)により同罪に係る刑罰法規の適用を免れない。以上により、本件に関して松本氏についても地公法上の守秘義務違反の罪が成立する。

ウ 職権濫用による選挙の自由妨害罪(公選法第226条第1項)該当性 選挙に関し、地方公共団体の公務員(あるいは選挙管理委員会の職員)が、正当な理由なくして公職の候補者若しくは選挙運動者に追随し、その 居宅若しくは選挙事務所に立ち入る等その職権を濫用して選挙の自由を 妨害したときは、公選法上の職権濫用による選挙の自由妨害罪(公選法第226条第1項)が成立する。ここにいう「職権濫用」とは、一般に権限 の不法行使をいい(居宅若しくは選挙事務所に立ち入るとは行為の例示で あって、職権濫用行為は必ずしも前記例示行為に限られない。)、また「選挙の自由を妨害」するとは、必ずしも投票や選挙運動を妨害する行為ばかりでなく、広く特定の候補者の選挙運動に対してのみ利益を与え他の候補 者にはこれを与えないような場合にも、これに該当するものと解されている。

尾森氏は、令和3年7月に、町の職員であり、かつ町の選挙管理委員会

書記長でありながら、選挙人名簿の抄本のコピー及び転出者等一覧表のコ ピーを、同年9月に予定されていた町議会議員選挙に立候補しようとして いた前記3名の自宅に届けた。選挙人名簿の抄本については、これをコピ ーすることは禁じられ、当該名簿に記載された基本4情報を政治活動に利 用する目的で記録することは閲覧時に手書きによって書き写すことしか 許されていない(前記のとおり、令和3年(2021年)9月の町議会議 員選挙に立候補した黒岩範子氏は同年3月に選挙人名簿の抄本を閲覧し ていたが、その閲覧には3日間をかけていた。また、同氏は、その3日間 を使って基本4情報を補助者も使って手書きで写したが、その作業に延べ 40時間以上を要したと述べている。)。さらに尾森氏が渡した選挙人名 簿の抄本のコピーには,平成30年(2018年)の神奈川県知事選挙に おいて、誰が投票したか(そしてしなかったか)という投票状況に関する 情報の記載もあった(別紙2-1・選挙人名簿の抄本見本参照)。よって、 特定の候補者に対し、選挙人に関する基本4情報が一覧性をもって表示さ れるとともにその投票状況までもが記載された選挙人名簿の抄本のコピ ーを渡し, それに加えて転出者等一覧表を渡すことは, 特定の候補者の選 挙運動に対してのみ利益を与えるものであり、選挙の自由を妨害する行為 であったと解される。よって、尾森氏が、令和3年(2021年)9月の 町議会議員選挙の実施に先立つ同年7月に、当該選挙に立候補を予定し、 現にその後に立候補した前記3氏に標記の提供行為を行ったことは同罪 に該当する。尾森氏は当該行為を町長である松本氏から「指示」されて行 ったに過ぎない旨の主張をするが、第4の1(1)イ(7頁)で述べたと おり、書記長は選挙管理委員会の委員長の指揮のみを受け、その職務執行 に関し町長の指示を受けるものではないから(地自法第191条第3項), 町長に「指示」されたという尾森氏の弁明は同氏の責任を軽減する事情た りえない。

また、松本氏は、尾森氏の標記行為を主導し、尾森氏と共謀して標記行為を行ったと認められるから、刑法第65条第1項の規定(身分なき共犯)により、標記の自由妨害罪に該当する行為の共同正犯者にあたると判断する。

エ 買収(供与)罪(公選法第221条第1項3号)該当性 選挙運動をしたことの報酬とする目的をもって選挙人又は選挙運動者 に対し、金銭、物品その他財産上の利益を供与したときは、公選法上の買収(供与)罪が成立する(公選法第221条第1項3号)。これは物品等の供与が対象者の過去の行為に対する謝礼であることから、いわゆる「事後買収」といわれる犯罪類型である。

前記のとおり、松本氏が、尾森氏を通じて選挙人名簿の抄本のコピーを

前記3氏に渡したのは、松本氏が、自身が立候補した令和2年の町長選挙 において、3氏が松本氏を積極的に支援し選挙運動をしてくれたことに対 する謝礼の意味が強かった。同罪における供与の対象となる目的物につい ては「財産上の利益」のある物品とされ、本件の選挙人名簿の抄本のコピ 一がこれにあたるかが問題となる。これについては、「財産上の利益」と は、客観的には無価値であり市場価格や交換性のないものであっても、こ れを受ける者にとって財産的な価値を感じ得るものであれば足りるとさ れているところ,一定地域に居住する多数の個人の基本4情報が一覧性を もって記載されている名簿は、多数人を相手とする勧誘活動等をする者に とっては有益な資料であり、現に訪問販売業者等の営業活動等のために有 価で取引されていた実態もあったこと,選挙人名簿の抄本をコピーするこ とは認められておらず、そのコピーには希少性があったこと、さらに前記 のとおり本件で流出した選挙人名簿の抄本のコピーには投票状況に関す る情報の記載もあり、これは選挙運動で投票勧誘をする者にとって価値あ る情報であったこと等に照らすと、本件の選挙人名簿の抄本のコピーは、 「財産上の利益」のある物品であったと解するのが相当である。以上によ り、松本氏が令和3年7月に森氏、青木氏、岩本氏の3氏に対し、前年に 実施された自身の町長選挙における活動の謝礼として選挙人名簿の抄本 のコピーを渡した行為については公選法上の買収(供与)罪が成立すると

# 才 被買収罪(公選法第221条第1項5号)該当性

本委員会は判断する。

エの買収(供与)罪の対象者だった者が,供与の対象となる目的物の交付を受けたときは,公選法上の被買収罪(公選法第221条第1項5号)が成立する。

青木氏及び岩本氏は、尾森氏から届けられた物品が選挙人名簿の抄本の コピーであることを認識していた旨の供述をするが、その物品の提供が町 長選挙において松本氏のための選挙運動をしたことの謝礼として認識が あったかどうかが問われることになる。本委員会としてはその嫌疑の存在 は認めるものの、その認定については今後のさらなる調査(捜査)に委ね るものとしたい。また、森氏は、尾森氏から届けられた物品が選挙人名簿 であるとの認識はなかったという供述をしており、その供述の信用性には 疑問もあるものの、この関係で森氏を被買収罪に問うにはより一層の調査 (捜査)が必要であろう。

# 力 証拠隠滅罪 (刑法第104条) 該当性

他人の刑事事件に関する証拠を隠滅したときは、証拠隠滅罪(刑法第104条)が成立する。ここにいう隠滅とは、証拠の顕出を妨げ、若しくはその効力を滅失・減少させるすべての行為をいうものとされる。

青木氏及び岩本氏は受領した選挙人名簿の抄本のコピーをひそかに廃 棄処分したと供述した。本委員会は、この部分の両氏の供述をにわかには 信用することができないと考えているが、もしその供述が事実であったと すれば、その廃棄処分行為が証拠隠滅罪を構成するかが問題となる。まず、 青木氏及び岩本氏が受領した選挙人名簿の抄本のコピーは、前記の公選法 上の職権濫用による選挙の自由妨害罪ないし買収罪(供与罪)の重要な証 拠であったと認められる。ただ、証拠隠滅罪は、「他人の刑事事件に関す る証拠」の隠滅を処罰の対象としていることから、自己の刑事事件に関す る証拠を隠滅した場合には成立せず、そして、その証拠が他人の刑事事件 の証拠であると同時に自己の刑事事件の証拠でもあった場合には、もっぱ ら他人のために行為した場合に限り, 本罪が成立するという解釈が学説上 は有力である(山口厚『刑法各論・第2版』有斐閣・584頁)。この点, 青木氏及び岩本氏は、公選法上の被買収罪が成立する可能性があることか ら、これを自己の刑事事件とみるならば、証拠隠滅罪は成立しないことに なるが、両氏が自身らに対する被買収罪の成立を否定するならば、当該証 拠の隠滅は、もっぱら他人のために行為したことに帰するから、本罪が成 立することになる。ただ、前記のとおり、この証拠隠滅罪が成立するため には、選挙人名簿の抄本のコピーを廃棄したということが前提となり、も って両氏らに同罪に問うには、この点の一層の調査(捜査)が必要である。

#### キ 住基法上の市町村の職員の秘密保持義務違反の罪該当性

第4の1(2)イで述べたとおり、住民基本台帳上の本人確認情報を取り扱う(または取り扱っていた)市町村の職員が、職務上知り得た本人確

認情報に関する秘密を漏洩した場合等については、罰則規定が設けられている(住基法第30条の26,第35条,第42条,第44条等)。これらの罰則規定は、いずれも住民基本台帳の記録、調査等にかかる事務の従事者を対象とした規制であることからすると、そのような事務の従事者にはあたらない尾森氏や松本氏に同規定を適用することには無理がある。

# ク 真鶴町個人情報保護条例(同条例第12条)違反該当性

真鶴町個人情報保護条例は、実施機関の職員は、職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないと規定する(同条例第12条本文)。尾森氏の前記提供行為が本条に違反することは明らかである。但し、本条違反について罰則は設けられていない。

ケ 選挙人名簿の抄本の閲覧制度(公選法第28条の2第1項)との関係に ついて

第4の1(1)ウ(7頁)で述べたとおり、公選法は、選挙人名簿の抄本の閲覧を認める制度を設けているところ(公選法第28条の2第1項)、これをコピーすることは認められないとされており、町の事務処理要綱でもコピーのほかデジタルカメラ等による撮影等もなし得ないものとしている。

このようなことから、松本氏の依頼により尾森氏が行った選挙人名簿の 抄本のコピーは同規定による選挙人名簿の抄本の閲覧制度の規制の潜脱 行為としての違法性をも有すると解される。もっとも、本制度が想定する 違反行為というのは、本制度に基づき閲覧できる選挙人名簿の抄本(それ は基本4情報のみが記載された名簿である。)(別紙2-2・選挙人名簿 の抄本見本参照)の閲覧を申請した者がその閲覧時に隠れて名簿の抄本を 複写するなどの行為を典型とし、さらにそれに準ずる程度の手続違反行為 を対象とすると考えられる。しかるに本件においてコピーがなされた選挙 人名簿の抄本は、実際に投票所で利用された選挙人名簿の抄本であり、そ こには選挙人の投票状況の記載もあった(別紙2-1・選挙人名簿の抄本 見本参照)。このような使用済み名簿が公選法による閲覧制度により開示 されることはない。さらに、本件における選挙人名簿のコピーの交付は、 選挙における公正を害する重大な結果をもたらしているのであって、よっ て本件は選挙人名簿の閲覧制度における単なる手続違反とされるところ を遥かに超えた悪質な事案であったと評される。このように、本件が上記 閲覧制度を潜脱した違法性を帯びた行為であることは明らかであるが、そ の違法性評価は、アないしカの刑罰法規の違反行為を中心として捉えられ るべきであり、その意味で本件を「不正コピー」問題という呼称で括るこ とは本件の違法性の重大さを見失わせることにもなる。

# コ 民法上の不法行為(民法第709条)該当性

尾森氏及び松本氏は、前記各種の不正の目的のため、町のコピー機や備え付けのコピー用紙を利用し、選挙人名簿の抄本や転出者一覧のコピーをしたが、その利用料金を支払ったものとはみられないことから、そのコピー料金相当額及びコピー用紙代相当額の損害を町に与えたものであり、民法上の不法行為(民法第709条)として町に対しその損害を賠償する責任を負うものと解される。さらに、本件に関し、松本氏及び尾森氏その他関係当事者は、町に対し、その信用失墜等の無形損害その他の損害を与えた可能性もあるものであり、町は、今後、その損害を精査のうえ、しかるべき措置をとる方向での検討を進めることが求められよう。

# (2) 町の情報管理体制の評価について

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第6条第1項は,「行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。」と規定する。また、第4の1(2)イで述べたとおり、住基法も、市町村長は、住民基本台帳に関する事務の処理にあたっては、住民票に記載されている事項の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の住民票に記載されている事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない旨規定する(同法第36条の2第1項)。さらに、真鶴町個人情報保護条例は、実施機関(町長等)は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏洩を防止するため、必要な措置を講じることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない旨規定する(同条例第11条第1項)。本件に係る選挙人名簿に記載された情報及び住民基本台帳上の情報の流出については、後記のとおり町の情報管理体制の不備に起因する点もあることから、町は、その問題点を踏まえて適切な管理のために必要な措置を講じる責務を負う。

# 第5 不正事案の原因分析

本件の情報流出の原因として考えられる事項は以下のとおりである。

#### ア 関係当事者の遵法意識の欠如

本件において、関係当事者は、選挙人名簿の抄本のコピーに表示された情報はさして秘匿性の高くない、いわゆる基本4情報に過ぎないものであり、しかもその情報を渡した関係者は町議会議員という町の関係者であったことから情報が再流出する可能性は低く、もってその不正はさほど重大なものではないとの意識があった(このような違法性の意識の低さや軽さは本委員会の事情聴取時においてさえも皆一様にあまり変わるところがなかった。)。

しかしながら、前記のとおり、本件については、松本氏については、窃盗 罪、建造物侵入罪、守秘義務違反の罪、公選法上の職権濫用による選挙の自 由妨害罪及び買収(供与)罪が各成立し、尾森氏については、地公法上の守 秘義務違反の罪、公選法上の職権濫用による選挙の自由妨害罪が各成立する と解されるものである。また、青木氏、岩本氏については公職選挙法上の被 買収罪、刑法上の証拠隠滅罪が成立する可能性がある。このとおり、本件の 関係当事者の行為は刑罰法規により評価される重大な違法行為であり、選挙 の公正を害する行為であったにもかかわらず、いずれの関係当事者もそのよ うな事柄の重大さの認識が欠けており、そしてそれは今もって欠けたままで あるとみられる。さらに、尾森氏については、選挙管理委員会の書記長とし ては、町長である松本氏の指揮命令を受ける立場ではないのに、松本氏の指 示があったから従わざるを得なかったとの弁明をし、この点にも職務執行上 の法令の理解に欠ける点が見受けられる。このように、本件は、関係当事者 が行為の有する重要な違法性を認識せず、さらに職務執行上の法令理解を欠 くなど、そこには遵法意識の重大な欠如がみられるのであり、この関係当事 者の遵法意識の欠如こそが本件の最大の原因であったと認められる。

#### イ 関係当事者の馴れ合い意識

本件において、尾森氏が松本氏に協力して不正を行い、行政の適正な執行が歪められた要因のひとつには、両者が個人的にも親密な関係にあり、そのインフォーマルな関係が組織のフォーマルな関係に優位し、フォーマルな関係に基づく規律を逸脱したということが挙げられる。この点について、職員に対するアンケート調査の回答には、元職員などが自由に役場執務スペースに入ってきて管理職と話しをするなどの光景もみられる等の指摘もあり、こ

れも職員時代に形成されたインフォーマルな関係がフォーマルな関係に優位している例といえる。組織におけるインフォーマルな関係は、硬直的になりがちな組織の運営を円滑化させる面もあるが、本件は関係者間の私情及び馴れ合い意識により、組織の正常な運営からの逸脱行動がなされた事案であったと認められる。町においては、職員や議員も町の出身者で占められる割合が高く、比較的狭いコミュニティーのなかで、子どものころからの長い期間にわたり、親戚、近隣住民、学校の先輩後輩同級生などの個人的な関係者と円環的なつながりを持って生活していることから、お互いが公人であっても、公的な組織の枠を超えた個人的に濃密な人間関係が形成される可能性が高い。よって、このようなインフォーマルな関係が組織の規律逸脱的に作用する危険性について、今後はより意識的な警戒が必要であると考えられる。

# ウ 情報管理体制の不備

本件においては、町の職員であれば比較的容易に文書保管庫に赴いて各種 文書を閲覧できたこと、またそのコピーもできたこと、さらに住基端末への アクセス権限のない職員が住基端末にアクセスして情報を取り出すことが できたこと、しかもそれが勤務時間中に行われ、その周囲にいた職員もそれ を咎める様子がなく、不正違法行為への牽制が働いていなかったなど町の情 報管理体制の不備や緩さがあったことが指摘できる。

# エ 個人情報保護の徹底に関する一般職員の意識について

本委員会は、町の一般職員に個人情報保護の意識について緩みがあった可能性についても調査した。この点、アンケート調査の回答から、帰庁時に机上を整理せずに帰宅する職員が少なくなく、そこに個人情報が記載されている書類があるかも知れないという認識が乏しいのではないかとか、相談対応の場で職員の声が大きいために、相談内容が一般来庁者を含めた第三者に聞こえてしまう可能性があるなどの指摘もあったが、総じて一般職員が個人情報保護を軽んじているような風潮や組織風土がある状況は確認できなかった。そのようなことから、本委員会は、本件は、町の組織風土に大きく起因するものというよりは、一部の関係者による特殊事案としての性格が濃いものと考える。ただ、今後の再発防止に向けて、個人情報保護について一般職員がより高い意識を持つように、いわゆるコンプライアンス研修等の充実を図ることはもちろん有用であり、この関係で町はしかるべき措置を講じることが望まれる。

# 第6 不正事案の再発防止策

#### 1 公的人格の形成と確立

# (1)機関の地位

行政職員(機関)は、公務員として任用されて初めて公務を遂行する地位に就き、法令や条例及び規則をはじめ種々の組織内規範による任務分担と職責のもと、権限や権能を獲得する。

行政機関である職員が人格なき行為者とよばれるのは、職員が人格の発現である意思や意欲に発して活動を行なう自然人(私人)でなく、法律や条例の目的実現のためこれらに設定された権能の枠内でのみ活動することができるからである(公人)。行政職員の行為は適法かつ適正に行なわれる限り、法効果として真鶴町(公法人)に帰属するのであり(地自法第2条第1項)、地位や権限を逸脱・濫用しあるいは規範を潜脱して私利私欲(不正な目的)に走る行為は、法律や条例が予定する公的人格の発現でなく、公務を遂行する地位において本来「不能」のはずである(同法第138条の3第1項)。公的地位における私利私欲の追求は、法規範への違背として制裁・罰則の対象となる。

# (2) 町長 (元職員)

松本氏は町職員であったが、現在は町長職にある。地公法は一般職と特別職を区別し、特別職(町長・議会議員。地公法第3条第3項第1号該当)を法の適用外とするが(同法第4条第2項)、本件は松本氏の在職中の非違行為に端を発するもので、当時の守秘義務は町長職にある現在さらに町長を退いたのちも妥当する(地公法第34条第1項「秘密を守る義務」「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」)。

公務員の任用と表裏の関係にある守秘義務については、一議員を除き本件 関係者すべてが元職員であることをみるとき、法令遵守の認識(コンプライ アンス)さらに職務上の倫理観が極めて希薄であると言わざるを得ない。

この際、町長を含む全職員に対する「公人たる自覚」及び職務倫理の啓発と涵養が改めて強く求められる(コンプライアンスと職務倫理研修の徹底)。

# (3) 町議会議員

他方、町議会議員は地公法上の守秘義務は免れるものの、町の立法である 町個人情報保護条例(平成14年条例第16号)では議会も条例の実施機関 としての規律を受け(第2条第2号),構成員である議員も「個人情報の取 扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護及 び公正で民主的な町政の推進に資すること」を義務付けられており(第1 条),この点を改めて深く自覚する必要がある(**議員の条例義務の自覚**)。 加えて、議会は独自に町議会政治倫理条例(平成24年条例第2号)を定め 「政治倫理基準」(第3条)として「公職選挙法(昭和25年法律第100 号)、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)その他の公職にある者 に対して適用される法律に違反する行為をしないこと。」(同第1項第6号) と自戒・自律している。本件を機に、今一度これら条例の立法趣旨に立ち返 り、「議員は、町民の代表者としてその倫理性を常に自覚し、町民の疑惑を 招くことのないよう行動しなければならない」旨(町議会基本条例(平成2 4年条例第1号) 第22条第1項) を心に刻むべきである(政治倫理の確立)。 選挙人名簿並びに住基情報の漏洩は、「町長その他の執行機関及びその職 員(以下「町長等」という。)と常に緊張ある関係を築き」(同第7条第1 項),受領した側の議員経験者に強い規範意識と高い倫理性が備わっていれ ば、松本氏からの提供申出に対し拒絶できたといえる(現に、松本氏はもう 一人の立候補予定者にも選挙人情報の提供を考えたが、その正義感の堅固さ を熟知するが故に提供をとどまった、と証言している。 町長、職員及び議員 相互の緊張関係の確立)。この意味で,議会にも議員研修の充実強化(議会 政治倫理条例との関連での議会基本条例第16条)が求められる。

なお議員の政治倫理に関しては、「町民全体の代表者として、その品位及 び名誉を損なうおそれのある行為」(町議会政治倫理条例第3条第1項第1 号)の疑いがある場合について、選挙人の「調査請求権」(同第7条第1項) を認めている。選挙人である町民においても、議会議員との緊張関係の下で 当該請求権を有するとの自覚を持つことも、将来の類似事件の再発の抑止力 となる(政治倫理調査権の啓発)。

以上, 町長, 職員及び議会議員の3者それぞれが公人たる地位に深く強い 自覚を持ち「馴れ合い意識」に優先させ,各公務の遂行に当たってインフォーマルな意識を厳に排除しなければならない。

### 2 情報管理体制の強化

町個人情報保護条例には、個人情報の「適正な維持管理」(第11条)として「実施機関は、個人情報の保護を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。」(第1項)と規定し、

- 「(1) 個人情報は、正確かつ最新なものとすること。
- (2) 個人情報の漏えいを防止すること。
- (3) 個人情報のき損,滅失,不当な検索,改ざんその他の事故を防止すること。」

を列記する。個人情報の公文書等の行政資料における「正確」「最新性」を期したうえで(第1号),個人情報の物理的漏出を防止し(第2号),庁舎内部での不祥事の発生防止を期している(第3号)。以下,本件に照らし再発防止策を検討する。

### (1)物理的管理の強化

本件の客観的非違行為は、松本氏による庁舎における文書保管庫の鍵の持出しと文書保管庫への権限外の立入り及び選挙人名簿抄本の持出しと、文書管理規程を潜脱し権限者の許可を経ない公文書のコピーと持出し、これらを用いた私宅での個人情報の加工とコピー文書の保持、さらに再コピーしその後の不正な目的に利用したことである(第1号及び第2号に該当)。

これら行為の刑事法的評価は前述(第4)のとおりであるが,再発防止策としては**庁舎及び文書保管庫の入退管理の徹底**,すなわち**施錠及び鍵の管理の見直しと徹底**,庁舎内での**鍵付きロッカーの整備,庁舎内外での防犯カメラの設置**(執務時間外や無権限行為の抑止効果)が求められ,さらに個人認証式コピー機の導入も権限外や執務時間外での非違行為の物理的阻止のために必要である。

また運用的管理の点から、会計年度任用職員を含む(現行は不給付)職員全員への ID の交付と端末へのログイン・アウト管理の徹底が求められる。他方で、この運用が事務効率の阻害となる場合には、2名以上の職員による電磁データ等の取扱いを徹底することも考えられる。

#### (2) 職制の見直し

現在,幹部職員数の観点から「充て職」が制度化されている(選管「書記長には,総務防災課長の職にある者をもって充てる。」(町選挙管理委員会規程

第12条第1項))。本件住基情報の漏出部分については,まさしくその兼務・併任が制度として寄与し本件にみられる権限や管轄の潜脱に影響したともいえることから(権限・管轄意識の希薄化・弛緩),少なくとも事務の独立性・中立性が求められる選管事務責任者と一般行政管理職との併任は可能な限り控えること,また執務空間としても物理的に隔てるよう配置することが望ましい。

# (3) 文書管理規程の実効化

公文書管理の法的根拠は地自法の「証書及び公文書類を保管すること。」(第149条第8号)に求められ、この執行内規として文書管理規程(平成11年訓令第2号)が定められている。当該規程は、保管と保存を区別し、「文書を主管課に収納しておくこと」(第2条第5号)を「保管」、「文書を書庫に収納しておくこと」(同第6号)を「保存」と定義している。従って、地自法に基づく公文書の管理プロセスは、本規程により「町の職員が職務上作成」(第2条第1号)つまり「起案」(第18条)しあるいは「取得」(第2条第1号)すなわち「収受」(第12条以下)した文書を、整理と保管(第34条以下)し、保存(第38条以下)あるいは廃棄(第43条)することで完結する。これを前提として「事務の処理は、文書によって行うことを原則とし、迅速かつ正確に処理しなければならない。」(第3条第1項)とする「原本主義」を採用しており、文書の作成は「平易かつ簡明に表現」(第4条)することが求められ「常に整然と整理し、必要なときに、直ちに取り出せるように保管し、保管に当たっては、火災、盗難等の予防措置を講じ」(第5条第1項)ることを求めている。

以上のとおり、本規程には複写・複製・写しに関する規定がなく原本主義に立つ、従って複写・コピー等は文書管理規程の潜脱となる(**複写・複製の排除**)。 そうと解さなければ、文書の整理及び保管に関する手続(第5章第34条~第37条)の定めは意味をなさない。

しかるに松本町長は、町の書類を「管理課(現・総務防災課)に所属していた平成22年~24年にかけて日常的に持ち帰っていたことを認めた。」(神奈川新聞報道)とあるように、町個人情報保護条例制定の下で公文書原本の庁舎外への持出しあるいは文書管理規程が認めないコピーによる情報の持ち出し、公文書の私物化が常態化・日常化していた(文書と個人情報は区別されるものであり、コピー文書に個人情報の記載があれば原本を返却したところで

「個人情報の漏洩」となる。公文書を複写し、これを庁舎外へ持出し、私宅で利用し事務を行なうことは、町個人情報保護条例及び文書管理規程を無視・潜脱し、事務遂行における原本主義を根底から否定する蛮行であり、延いては自らの手で規範意識と職務倫理を完全に麻痺させる愚行というべきである(私宅でのコピー文書の保管はさらなる情報漏洩と情報盗難のリスクも日常化させていた)。したがって、再発防止には文書の複写・持出し・庁舎外利用・私宅保管等厳禁の徹底化を実施すべきである。

逆に,事務のデジタル(電子政府)化促進の下,「原本」の意味を再検討し, 事務処理の効率化に資する文書管理のあり方全般を検討する必要がある。

### (4) 町個人情報保護条例の改正

本件により、個人情報記載の可能性がある公文書等がコピー作成、持出し、私宅での利用と保持が行われ、一部職員が公文書を私物化し不正利用していたことが明らかとなった。残念ながら、職員の規範意識と職務倫理のみを「よすが」とし、罰則を有しない個人情報保護条例並びに、違反に対する制裁がない文書管理規程の限界と無力さが示された。町個人情報保護条例(平成14年)は個人情報保護への取組みとしては行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年)に先行したものの、個人情報の漏洩に対する罰則を備える法律制定があってもなお罰則のないまま現在に至り、結果、町条例の実際は「訓示」あるいは「宣言」にとどまることを露呈した。

県内の他市町も行政機関保有個人情報保護法に先行し個人情報保護条例を制定しているが、その後、法律制定にならい条例の改廃により罰則を整備するに至っている(小田原市・湯河原町等)。町でも本件を機に、また当該法律が全国自治体を包括することになる来年4月を見据えても、条例に罰則を付すべく早急に改正を行うべきである(**罰則規定の創設**)。

#### (5)文書管理規程の高度化と詳細化

条例改正を機に、文書管理規程についても実効化することが切望される。公文書管理の強化と遵守の徹底を担保する制度の新設が不可欠である。文書管理規程の見直し及び、規定の違反や不遵守への制裁手段となる「職員服務基準」(口頭注意・厳重注意・文書戒告)の導入が必要である(服務基準の導入)。さらに、町個人情報保護条例への罰則規定の導入に伴い、現行の文書管理規程を「文書管理規則」と「文書管理細則」に二分し、文書管理の本質部分を規則に文書の利用部分を細則に書き分けて規律することが望ましい(文書管理規程

の「規則」と「細則」への分化)。

# (6) デジタルプラットフォーム導入の検討

他方で、文書管理規程における原本主義がデジタル化の潮流にそぐわない点も看過できない。公文書の原本主義とデジタル的処理による事務効率化を調整する手段として、職員に対する公式スマートフォン等の貸与による事務執行も今後の文書管理に対する潜脱行為の抑止に有効であり、検討が求められる。

# (7)組織の充実と住基ネットセキュリティの確保

他方、令和2年(2020年)9月の町長選挙を経て松本氏が町長に就任するも副町長職は空席とされていた(代えて3名の参事による執行体制)。町の住民基本台帳ネットワークシステムに関するセキュリティ規程(平成19年訓令第5号)によれば、「町は、住基ネットのセキュリティ対策を総合的に行うため、セキュリティ統括責任者を置く。」(第3条第1項)と定め、「セキュリティ統括責任者は、副町長をもって充てる。」(同第2項)とし、この統括責任者は、「町における住基ネットのセキュリティ対策に関する最終的な権限及び責任を有し、運用に関する重大な事項についての決定権限を持つ。」(同第3項)と規定している。ところが、副町長が空席であったため、当該規程に反し統括責任者が果たすべきセキュリティ(「正確性」「機密性」「継続性」:第1条)の保全(第6条第3項各号)に関する会議の召集はなく会議における議事で重大な事項に関する決定もなされていなかった。町行政において電磁的個人情報管理(オンライン業務)の根幹そして基盤となるセキュリティ管理も十全とはいえない状況にあった。

職員の欠員(現在の条例定員の充足率は75%)及び重職の空席も,本件個人情報等流出の遠因及び環境のひとつとして事件発生に寄与したことは否めない。町の情報システムの統括責任者としての副町長の選任を急ぐ必要があり,事務の遂行に当たり情報の利活用と保護管理の均衡ある体制構築のためにも職員定員充足に向けた努力の継続を求めたい(**副町長の選任・職員定員の充足への努力**)。

#### 3 町民申立権・職員改善提案権の創設

町の憲法ともいうべき町自治基本条例(平成26年条例第24号)は、前文で「町の直面する諸問題解決に向けて、より一層、町民の意思に基づいた取組みが求められています。」と書き、「町民は、町政に参加する権利を有する。」(第4条)として町の最高位規範で改めて町民の町政参加権を確認する。

個人情報の流出事件という問題解決に向けた町民の意思に基づく取組みに向け、個人情報保護条例の改正を機に、個人情報保護の実質的向上を継続的に図るため、個人情報保護(個人情報の利用、管理と保存)にかかる不信に対する町民申立権及び、職員による情報管理に関する改善提案権を制度化することが望まれる(町民申立権と職員改善提案権の創設)。

町民申立権については改正される個人情報保護条例に、また職員による改善提案権は新たな文書管理規則に位置づけることが望ましい(条例及び規則による制度化)。その期待するところは、具体的な個人情報の保護救済の求めでなく、個人情報に関する管理制度の改善・向上を期するもので、これにより個人情報保護と表裏の関係にある情報公開制度にも資する「情報オンブズマン」的機能である。

## (1) 町民申立権

町民申立権の具体的モデルは、町議会政治倫理条例(平成24年条例第2号)における「選挙人の調査請求権」(第7条)である。本条例は議員に対し「町民の厳粛な信託を受けた者であることを認識し、町民全体の代表者として人格及び倫理の向上に努めるとともに、いやしくもその地位による影響力を不正に利用して自己の利益を図ることのないよう必要な措置を講じる」(第1条)とあるが、この点町長にも通ずる趣旨であり、町長も「町民全体の代表者として自らの役割を深く自覚し、町民の信頼に値する倫理性及び高潔性の保持に徹し、並びにその使命の達成に努めなければならない」(第2条)。議員に同じく「町民全体の代表者として、その品位及び名誉を損なうおそれのある行為をしないこと。」(第3条第1項第1号)が求められる。

町長及び執行機関による個人情報保護及び管理に関し疑義がある場合には、本条例に同じく、これを証する資料を添えて、不信行為の存否について調査を請求するといった類似の申立権を個人情報保護条例に新設することが必要である。町民が申し立てる機関は新設あるいは既設の町附属の機関となるが、当該機関が調査に当たり結果を町長に報告し、町長がこれに基づく改善措置を講ずることになる(調査権・報告書の提出・改善措置。川崎市オンブズマン条例手続も参考となる)。

#### (2)職員改善提案権

本選挙人名簿等流出に係る審議過程で実施した全庁職員に対するアンケート調査は、町の行政風土や事務慣行の実態を把握する上で大変に有効であった。本件のような著しい非違行為あるいは違法行為は告発権ないし公益通報権

の対象となるが、それに至らない内規の違反や義務の懈怠等には前記の**服務基 準**の適用が考えられる。

他方で、オンライン化や技術の進展により内規の不備や規定遵守による事務の非能率化が生じる場合には、むしろ公文書管理体制の見直し改善が必要となる。先に指摘したとおり、定員不充足の下での事務処理との関係では個人情報の管理強化もさることながら、制裁の用意ばかりでなく職員からの積極的な改善提案を吸収する必要もある。このような趣旨から、職員改善提案権は公益通報者保護法(平成16年法律第122号)の立法趣旨を町民の福祉に引き写し、例えば、町民の個人情報の保護その他の利益の保護にかかわる例規・規程等の規定の遵守を図り、もって町民生活の安定及び町政の健全な発展に資することを目的とした改善提案制度として新たな文書管理規則に位置づけることが検討されるべきである(文書管理規則における職員改善提案制度)。

先述のとおり、職員アンケートは行政実務の「いま」を把握する上で有効な手段である。これを定期的あるいは不定期に実施し、文書管理規程の遵守や履行状況を把握することも類似事件発生への抑止力として期待できる(職員アンケートの実施による実態の検証)。

### (3) 受理機関の新設等

住民申立権ないし職員改善提案権及びこれに対する受理の手続については、政治倫理審査会の権能(町議会政治倫理条例第6条「調査」から第9条「調査結果の公表」)と同様の権限を備える第三者機関の新設ないし、現行の町情報公開・個人情報保護審査会(真鶴町附属機関の設置に関する条例(平成12年条例第4号)第2条別表)の権限強化が考えられる。現審査会は、「実施機関の諮問に応じて」のみ調査審議、結果の報告、意見を建議するとあるにとどまることから、町民申立と職員改善提案を機に職権による手続の開始を認める規定への改正が不可欠である(審査会の権限強化。制度化にあたっては、申立及び改善提案について匿名も可とする配慮が必要である)。

### 第7 不正流出に関わった関係者への対応について

#### 1 刑事告発

前記のとおり、本件の関係当事者には犯罪が成立する相当の嫌疑がある。 よって、町は刑事訴訟法第239条第2項に基づき、関係当事者をしかるべき 罪で告発すべきである。

### 2 損害賠償

第4の3(1)のコ(28頁)記載のとおり、関係当事者に対する損害賠償 請求を検討すべきである。

これら本件関係者の非違行為の評価とは別に,選挙人名簿等の流出事態の下 で行なわれた令和3年(2020年)の町議会議員選挙は、自由、公明かつ適 正な選挙(公選法第1条)の実施について、町民の信頼を大きく失墜させる結 果となった。他方で,公選法はこの趣旨の下,地方公共団体は,地方公共団体 の議会の議員又は長の選挙について、条例で定めるところにより公職の候補者 の自動車の使用, ビラの作成, ポスターの作成について, 無料とすることがで きる旨定めている(選挙公営制度)。これを受け、真鶴町では「町議会議員及 び真鶴町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」(令和2年条例 第18号)を定めており、「この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第10 0号。以下「法」という。)第141条第8項,第142条第11項及び第1 43条第15項の規定に基づき,真鶴町議会議員及び真鶴町長の選挙における 第141条第1項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用,法 第142条第1項第7号のビラ(以下「選挙運動用ビラ」という。)の作成及 び法第143条第1項第5号のポスター(以下「選挙運動用ポスター」という。) の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。」(第1条)として, 候補者の選挙活動経費につき公費負担を可能としている。そして,令和3年(2 020年)の町議会議員選挙では選挙人名簿のコピー等を受領した3名は、現 にこれを利用している。

本件選挙人名簿等の流出事件における関係当事者として本報告書で言及された者に対する公費負担については、公選法による選挙長への立候補の届出以前の時点で選挙人名簿のコピーさらに住基法の情報も流出かつ受領されており、このような事情は公費負担の前提である自由、公明かつ適正な選挙を妨害するもの(動機の不正による公費負担の届出)であって、町としては町選挙管理委員会の判断をもって当事者に対し公費負担分相当額の返還請求を行うべ

きである。

さらに前代未聞の本事件を契機に、選挙運動に対する公費負担実施後に自由、公明かつ適正選挙に対する妨害事実が発覚した際には、公費負担届出を行なった候補者に対し負担分同額の返還請求ができる旨の規定を新設すべきである。

## 第8 総括

本件は、地方公共団体を統轄し、これを代表する立場にある町長が(地自法第147条)、自ら主導して町の選挙人名簿の抄本を持ち出し、コピーを行った上で、選挙管理委員会の書記長に指示して、町議会議員選挙の立候補予定者3名(さらに、事件当時、その全員が現職の町議会議員であった。)に渡すという前代未聞の不祥事であり、個人情報保護の重要性が叫ばれる昨今にあって、神奈川県内のみならず、全国的にも注目を集める出来事であった。

本委員会は、その内容の重大性に鑑みて、関係当事者に対し、場合によっては複数回、事情聴取(面談)を行うとともに、関係文書及び関連諸規定等の調査、関係諸箇所(選挙人名簿が管理されていた文書保管庫、住民基本台帳にかかる個人情報が管理されている端末機の設置利用状況等)の見分調査、綱紀審査会議事録等本件に係る各種会議録の調査、全職員を対象にしたアンケート調査などを慎重に実施した。

強制捜査の権限が付与されていないことの限界はあるものの、調査の結果として、本委員会は、松本氏の行為に関しては、少なくとも、窃盗罪(刑法第235条)、建造物侵入罪(同法第130条)、守秘義務違反の罪(地公法第34条第1項、同法第60条第2号)、職権濫用による選挙の自由妨害罪(公選法第226条第1項)及び買収(供与)罪(同法第221条第1項第3号)に問われるべき行為であると判断した。次に、尾森氏の行為に関しては、少なくとも、守秘義務違反の罪(地公法第34条第1項、同法第60条第2号)、職権濫用による選挙の自由妨害罪(公選法第226条第1項)に問われるべき行為であると判断した。そして、青木氏及び岩本氏の行為に関しては、被買収罪(同法第221条第1項第5号)の嫌疑が拭えないものと判断した。森氏の行為に関しては、事実関係について一層の調査が求められるものと判断した。これらの責任は極めて重大であり、町には、本報告書に沿って、速やかに関係当事者に対する刑事告発及び損害賠償請求を行うことを望むものである。

本委員会は、本件の情報流出が発生した原因は、関係当事者の遵法意識の欠如、関係当事者の馴れ合い意識、そして町としての情報管理体制の不備にあるものと結論付ける。本件は、町の組織風土に大きく起因するものというよりは、松本氏と尾森氏が職員時代に形成したインフォーマルな(私的)人間関係が、両者が町長と選挙管理委員会書記長という公的な重職に就いた後の組織のフォーマルな(公的)関係に優位したことが原因で生じた、特殊事案としての性格が濃いものである。松本氏が青木氏、岩本氏及び森氏に選挙人名簿の抄本のコピーを渡した動機は、松本氏の町長選挙における活動の謝礼としてのものであると考えざるを得ないことも、インフォーマルな人間関係がフォーマルな関係に優位したことの表出であると考えられよう。

関係当事者からの事情聴取(面談)において特に気になったのは、いずれも町長、町議会議員、選挙管理委員会書記長という公的な重職にある(あった)にもかかわらず、その遵法意識が低いことと、責任感が軽いことであった。確かに、住民基本台帳における基本4情報などは、高度情報化の進展に伴い、この20年間で以前とは比較にならないほどその取扱いに慎重さが求められるようになった項目であり、一般的な中高年齢層にとっては、時代の変化に対する戸惑いを感じるのもやむを得ないところがある。しかし、少なくとも本件の関係当事者は、すべて公的な重職に就いている者たちであり、町民に率先して法令を理解し、その促進を図っていかなければならない立場であって、選挙人名簿の抄本のコピーを授受することの違法性は大したことではないと思っていたなどという弁解は一切通用しない。渡された選挙人名簿の抄本のコピーについても、そのまま証拠物件として返却することを行わず、ちぎって生活用ごみに混ぜて捨てたとか、焼却したといった説明がなされたけれども、それは真実でも虚偽でも極めて問題がある行為であることは、指摘しておく必要がある。全般に、事情聴取において、関係当事者から率直な反省の言葉や改悛の情がほとんど示されなかったことは、誠に遺憾というほかない。

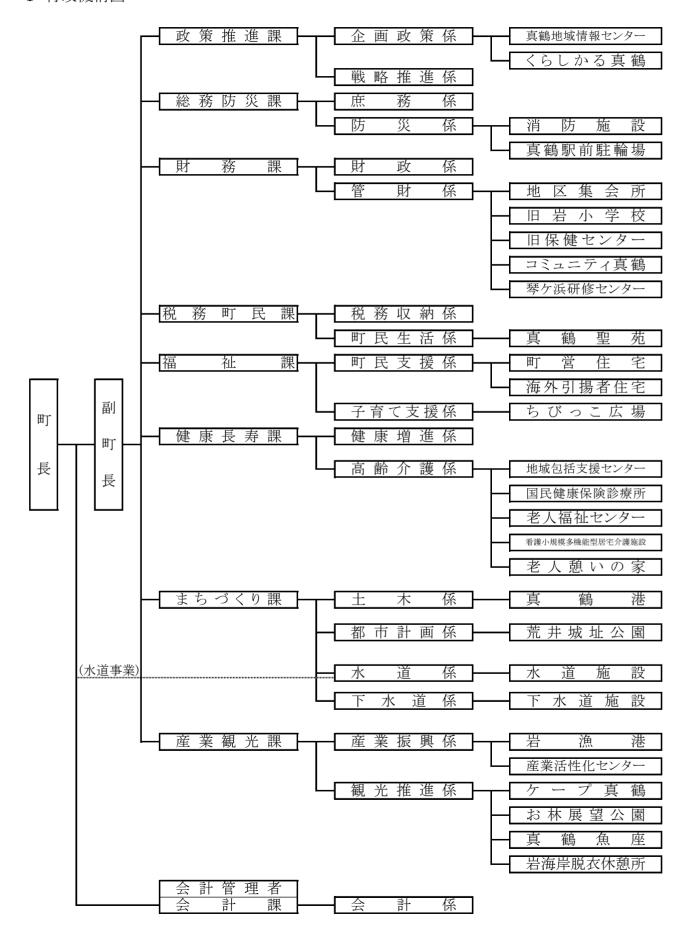
むろん、本件の再発防止に向けては、住基端末へのアクセスなど物理的なセキュリティ体制の構築、職員に向けた個人情報保護に関するコンプライアンス研修の充実など、情報管理体制の向上に努める必要がある。また、全職員を対象に実施したアンケート調査では、一般職員が職場の連絡用 LINE に登録することを事実上強いられたり、町議会議員が休日でも一般職員の私用携帯に架電してくるといった実態が示唆されていた。職員総数が100人前後の小さな町役場において、お互いに顔の見える人間関係が築かれることは望ましい面もあるけれども、本委員会として

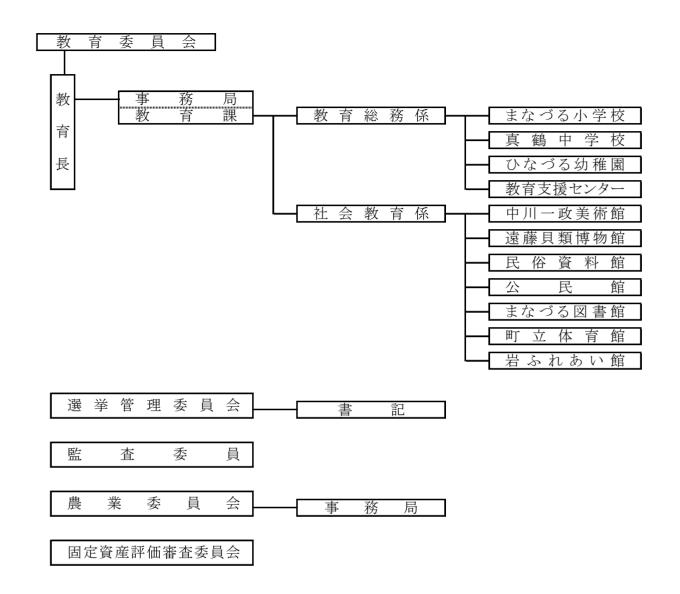
は、このように公と私の境界が曖昧なまま放置されることで、再び本件のような不 祥事の火種となることを強く懸念する。一般職員の労務管理の一環としても、こう した状況については、早急な是正を望むものである。

冒頭でも触れたとおり、真鶴町では、急速な人口減少・少子高齢化に伴う諸問題の解決が急務となっている。ところが、公職者が数多く関与した今回の不祥事によって、町政は停滞を余儀なくされている現状にある。町が直面する重要な諸問題の解決に着手するためには、一刻も早く、今回の不祥事についてけじめをつける必要がある。

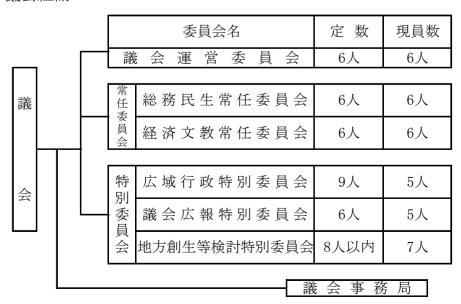
この町には、「真鶴町まちづくり条例」(平成5年条例第6号)において、全国に先駆けて、自然環境、生活環境及び歴史的文化的環境を守り、かつ発展させるための「美の原則」(同条例第10条)を打ち出し、厳しい「土地利用規制規準」(同条例第9条第1項)を定めて、「古来より青い海と輝く緑に恵まれた、美しく豊かな町」(同条例第2条)を保全してきたことに代表される、連綿と受け継がれてきた気高いまちづくりの歴史がある。今回の不祥事を乗り越えて、町民が真鶴町で暮らすことの生きがいと誇りを取り戻すことができるような、責任ある町政が回復されることを祈念して、報告書の結びとする。

# 1 行政機構図





# 2 議会組織



別紙2-1【選挙人名簿の抄本見本】

検票等 排 反名 照合 生年月日 性別 住所 住所 信息           名優番号 計	##	選季人名溥抄本	野少		第○投票別	派	吳鶴門			<	000000	
#	##	選挙	.434								平成〇〇年	A △
***	***   算額	岩	世 带 出	氏名	照合		生年月		_	性別	住所	備考
***	***	111-222-01					00	<b>*</b>			真鶴○○○番地	
*** マナゾル カボル 田 OO A D D B A D D D A D D D A D D D A D D D A D D D A D D D A D D D D A D	***	111-222-02				品	0	•			真鶴○□○番地	
***   三元   1	***   注談	111-222-03					0	4			真鶴○□△番地	
大学   大学   大学   大学   大学   大学   大学   大学	1	111-222-04	* *	•			00	◁			真鶴○□◆番地	
* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	***     男       ***       ***       ***       ***       ***       ***       ***       ***       ***       ***       **	1111-222-05			解		0	◁			真鶴○□◆番地	
* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	***     均     方     方     方     方     方     方     上	111-222-06								署		
* * * * * * * *	***     数       ***     为       ***     力       ***     カ       ***     カ       **     カ <td>1111-222-07</td> <td>* *</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>署</td> <td></td> <td></td>	1111-222-07	* *							署		
* * * * * * * * *	***	1111-222-08								女		
* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	***     女女女女     女女女     女女女       ***     男女女女       ***     男女女女       ***     男女女女       ***     男女女女       ***     男女女女       中村下田市地町     女女女女女女女女女女女女女女女女女女女女女女女女女女女女女女女女女女女女	1111-222-09								男		
* * * * * * *	***     数     为     有     人       ***     男     人     日 <td< td=""><td>1111-222-10</td><td></td><td></td><td>•</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>女</td><td>•</td><td></td></td<>	1111-222-10			•					女	•	
* * * * *	***     男       ***     男       ***     男       ***     女       ***     男       ***     男       ***     男       女       10,4   女   10,4	111-222-11	* *							男		
* * * * *	***     男     女     人       ***     男       ***     男       ***     男       ***     男       ***     男       中村下州市佐郎     女       田村下州市佐郎     第 10人 女 10人 對 20人	1111-222-12								女		
* * * * *	***         男         人         日本         日本<	1111-222-13								女		
* * * *	***     **       **       **	1111-222-14			\					暑	_	
* * *	***     女     (本)     (x)     (x) <td>111-222-15</td> <td>* *</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>署</td> <td></td> <td></td>	111-222-15	* *							署		
* * *	***     期       ***     力       ***     力       **     D       **     T       ** <td>1111-222-16</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>女</td> <td></td> <td></td>	1111-222-16								女		
**	***     女     (本)     (x)     (x) <td>1111-222-17</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>署</td> <td></td> <td></td>	1111-222-17								署		
* *	**       **     方       Table 10 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	1111-222-18								女		
	A	1111-222-19							<u> </u>	署		
	第 10人   女 10人   計 20人   10人   計 20人   計 2	1111-222-20							<u> </u>	女		

別紙2-2【選挙人名簿の抄本見本】

〇〇〇																							道()()
		備考																					十 20人
	Я ∆в																						10人
<u>₩</u>	〇年																						女
00000	投票日平成〇〇年																						3 10人
	投	住所	真鶴○○○番地	真鶴○□○番地	真鶴○□△番地	真鶴○□◆番地	真鶴○□◆番地					•											基準日 平成○○年 ■月
×		性別	女	女	#	角	角	角	男	女	角	女	角	女	女	角	角	女	角	女	角	女	
×																							1
真鶴町×××××		生年月日	<b>*</b> 00	•	▼ 00	00	00																416
票所			)	品		)   別	)   別																接員会
第〇投票所		照合										•				\							選挙管理委員会
		氏名	マナヅル ヨウコ 真鶴 洋子	マナヅル サチュ 真鶴 幸子	マナヅル カオル <b>真鶴</b> 薫	マナヅル タロウ 真鶴 太郎	マナヅル ジロウ 真鶴 次郎																/]真鶴町
沙本		世 带 王	* *	* *	* *	* *			* *		* *		* *			* *	* *		* *		* *		柄下君
選挙人名簿抄本	〇〇〇選挙	名簿番号	111-222-01	111-222-02	111-222-03	111-222-04	111-222-05	111-222-06	111-222-07	111-222-08	111-222-09	111-222-10	111-222-11	111-222-12	111-222-13	111-222-14	111-222-15	111-222-16	111-222-17	111-222-18	111-222-19	111-222-20	神奈川県足柄下郡真鶴町
	!								16											_	-		'

個人情報管理に関するアンケート結果

実施日:令和4年1月24日~1月28日

職員数:96人

回答数88人(回答率:91.67%)

個	Y	<b> </b> 情報	答理	に関	ナス	アン	/ケー	トヨ	周本:	紶.	里.

回答数

Q1. 日常的に個	人情報を扱って	いますか。			
0	53	60. 23%	×又は空欄	35	39. 77%
Q2. 日常的では	ないが、個人情	報を扱うことが	ある。		
0	31	35. 23%	×又は空欄	57	64. 77%
Г					
Q3. 事務執行上	:、個人情報の取 -	扱いに関して疑	<b>問を感じたこと</b>	がある。 	
0	35	39. 77%	×又は空欄	53	60. 23%
上記3で○と2	答えた場合:他の	の職員の事務に関	目してである。		
0	26	74. 29%	×又は空欄	9	25. 71%
上記3で○と2	答えた場合:自分	分の事務に関して	である。		
0	20	57. 14%	×又は空欄	15	42. 86%
Q4. (Q3に関連	して)疑問につ	いて、他者と相	談したことがあ	る。	
0	23	26. 14%	×又は空欄	65	73. 86%
上記4で○と彳	答えた場合:それ	ιは上司である。			
0	14	60. 87%	×又は空欄	9	39. 13%
 上記4で○と彳	· 答えた場合:それ ·	ー 1は同僚である。			
0	20	86. 96%	×又は空欄	3	13. 04%
 上記4で○と彳	答えた場合:それ	<b>ιは同僚家族・</b> 友	て人である。		
0	2	8. 70%	×又は空欄	21	91. 30%
Q5. 自身の職務執る (但し、個人の資	行とは無関係に、自 格で正当な理由及び	E民基本台帳の写し バ手続きにより見た!	(印字されたもの) 場合は除いてよい。	の全部ないし一部 )。	を見たことがある
0	3	3. 41%	×又は空欄	85	96. 59%

Q6. 選挙人名簿	章 (印字されたも	の) の全部ない	し一部を見たこ	とがある	
0	58	65. 91%	×又は空欄	30	34. 09%
上記6で○と	· 答えた場合:それ	れは事務執行上で	である。		
0	58	100. 00%	×又は空欄	0	0.00%
上記6で○と	· 答えた場合:それ	れは事務執行とに	は無関係に。		•
0	1	1. 72%	×又は空欄	57	98. 28%
Q7. 事務執行とは	無関係に、住民基本	ご台帳の写しが出回	っているとの話を聞	引いたことがある。	
0	4	4. 55%	×又は空欄	84	95. 45%
				•	
Q8. 事務執行とは	無関係に、選挙人名	<b>済が出回っている</b>	との話を聞いたこと	とがある。	
0	4	4. 55%	×又は空欄	84	95. 45%
	件は町長とその指示 鶴町役場に事件の原				事案だと思います
特殊事案〇	68	77. 27%	×又は空欄	20	22.73%
組織的風土〇	19	21. 59%	×又は空欄	69	78. 41%
				•	
Q10. 町長が尾森(	元)参事に職務上の	ことで命令口調で	きつく当たっている	る場面を目撃したこ	.とはありますか。
$\circ$	4	4. 55%	×又は空欄	84	95. 45%
	!			!	
Q11. 町長から職務 構ですので、その	8上のことで不当な ときあなたがどのよ	要求を受けたことに こうに対応したのか	はありますか。勤務 も含めてお答えく <i>†</i>	時間外の架電など	些細なことでも結
$\circ$	17	19. 32%	×又は空欄	71	80.68%
				ļ	ļ
	養員からの職務上の すので、その時どの				外の架電など些細
0	8	9. 09%		80	90. 91%

の宗を
国 体 注 令 (
四個

条文	(永久選挙人名簿) 第十九条 2 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調製及び保管の任に当たるものとし、毎年三月、六月、九月及び十二月(第二十二条及び第二十四条第一項において「登録月」という。 並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。 3 選挙人名簿は、政令で定めるところにより、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもつて調製することできる。	(選挙人名簿の記載事項等) 第二十条 選挙人名簿には、選挙人の氏名、住所(次条第二項に規定する者にあつては、その者が当該市町村の区域内から住所を移す直前に住民票に記載されていた住所)、性別及び生 年月日等の記載(前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、記録)をしなければならない。 項 2 選挙人名簿は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、その投票区ごとに編製しなければならない。	(登録の確認及び政治活動を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧) 動 第二十八条の二 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日後五日に当たる日までの間を除き、次の表の上欄に掲げる活動を行うために、同表の中 簿 欄に掲げる者から選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があった場合には、その活動に必要な限度において、それぞれ同表の下欄に掲げる者に選挙人名簿の抄本を閲覧 条 させなければならない。この項前段に規定する期間(第二十四条第一項各号に定める期間又は期日に限る。)においても、特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を 行うために、選挙人から当該申出があつた場合には、当該確認に必要な限度において、当該申出をした選挙人に選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。	(政治文は選挙に関する調査研究を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧) 第二十八条の三 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項に定めるもののほか、統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治又は選挙に 関するものを実施するために選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があつた場合には、同項前段に規定する期間を除き、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号 同するものを実施するために選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があった場合には、同項前段に規定する期間を除き、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号 同するものを表に、当該調査研究を実施するために必要な限度において、選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。 一 申出者が国又は地方公共団体(以下この条及び次条において「国等」という。)の機関である場合・選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした国等」という。)の機関である場合・選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした法人の役職員又は構成員(他の法人と共同して申出をする場合にあっては、当該他の法人の役職員又は構成員を含 こ 申出者が法人である場合・選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした法人の役職員又は構成員(他の法人と共同して申出をする場合にあっては、当該他の法人の役職員又は構成員を含 む。)で、当該法人が指定するもの 三 申出者が個人である場合・選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした個人又はその指定する者	(選挙人名簿の抄本の閲覧に係る勧告及び命第二十八条の四7 市町村の選挙管理委員会は、その定める除く。)の状況について、申出者の氏名(申の概要その他総務省令で定める事項を公表すの概要その他総務省令で定める事項を公表する概要をの他総務省令で定める事項を公表する概要をの他総務省令で定める事項を公表する概要をの他総務省令で定める事項を公表する概要を回り選挙管理委員会は、第二十八条	(買収及び利害誘導罪) 第二百二十一条 次の各号に掲げる行為をした者は、三年以下の懲役者しくは禁錮こ又は五十万円以下の罰金に処する。 一当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて選挙人又は選挙運動者に対し金銭、物品その他の財産上の利益若しくは公私の職務の供与、その供与の申込み若しくは約束をしては得しめない目的をもつて選挙人又は選挙運動者に対しその者又はその者と関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、第一、当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて選挙人又は選挙運動者に対しその者又はその者と関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、第一をの他特殊の直接利害関係を利用して誘導をしたとき。 所その他特殊の直接利害関係を利用して誘導をしたとき。 所その他特殊の直接利害関係を利用して誘導をしたとき。 所名の他特殊の直接利害関係を利用して誘導をしたとき。 所名の他特殊の直接利害関係を利用して誘導をしてととなけるの周旋勧誘をしたことの報酬とする目的をもつて選挙人又は選挙運動者に対し第一号に掲げる行為をしてと、選挙運動をし若しくはやめたこと又はその周旋勧誘をしたことの報酬とする目的をもつて選挙運動者に対し金銭若しくは前号の時込みを承諾したとき。 五、第一号から第三号までに掲げる行為をさせる目的をもつて選挙運動者に対し金銭若しくは物品の交付、交付の申込み若しくは約束をし又は選挙運動者がその交付を受け、その交付を要求してはその申込みを承諾したとき。 末 前各号に掲げる行為に関し周旋又は勧誘をしたとき。
りのことには、日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	永久選举人名簿 第19条第2項 第3項	選挙人名簿の記載事項 第20条第1項 第2項	登録の確認及び政治活動 を目的とした選挙人名簿 の抄本の閲覧 第28条 の2第1項	政治又は選挙に関する調 査研究を目的として選入 名簿の抄本の閲覧 第28条の3第1項	選挙人名簿の抄本の閲覧 に係る勧告及び命令 第28条の4 第7項 8項	買収及び利益誘導罪 第221条第1項 35 同号以外は記載略
(分等 (分等		27	က	4	ιo	9
引用法令等	公職選挙法			50		

条文	(職権濫用による選挙の自由妨害罪) 第二百二十六条・選挙に関し、国若しくは地方公共団体の公務員、行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員、中央選挙管理会の委員若しくは地 務に従事する総務省の職員、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員若しくは職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者又は選挙長若しくは選挙分会長が故意 にその職務の執行を怠り又は正当な理由がなくて公職の候補者若しくは選挙運動者に追随し、その居宅若しくは選挙事務所に立ち入る等その職権を濫用して選挙の自由を妨害したとき は、四年以下の禁錮に処する。 2 国若しくは社が公共団体の公務員、行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員、中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職 2 国若しくは社会とは関係を登録を登録を選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者とは関係とは、 員、参議院も周選挙を選挙管理委員会の委員者しくは職員、との登録とは職員、との投票した うとしては投票した被選挙人の任名(衆議院比例代表選出議員の選挙にあっては政党をの他の政治団体の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあっては政党をの他の政治団体の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあっては被選挙人の氏名又は政党をの他の政治団体の名称若しくは略称)の表示を求めたときは、六月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。	(住民基本台帳の作成) 第六条 市町村長は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を作成しなければならない。 2 市町村長は、適当であると認めるときは、前項の住民票の全部又は一部につき世帯を単位とすることができる。 3 市町村長は、政令で定めるところにより、第一項の住民票を磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもつ 調製することができる。	(住民票の記載本項) 第七条 任民票には、次に掲げる事項について記載(前条第三項の規定により総気ディスクをもつて調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。)をする。 たな 一世元の4 日本主でない者についてはおいて記載(前条第三項の規定により総気ディスクをもつて調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。)とする。 1 男女の別 四 世本主じていてはその6、世本主でない者については、その呼んをおういては、その音については、その音については、その音については、その音については、その音については、その音については、その音については、その音については、その音にないないでは、その目のも変した者については、その目のも変した者については、その音に対して同じ。)をする。 1 所名には、 その自然を定めた者については、その目がを定めた当ら1 加工の年の日の (機能では果の記載をした者については、その年月日)及び経前の住所・いう。以下に、 この 1 を対象に関係を表すについては、その目の主なの名をである。 第二条第五項に掲でする個人番号をいいる。 以下同じ。) かんには一般を関係を終す (国民を集保険 (国民を集保 (最近 中央 1 を変し) である 2 が (国 1 を変し) である 2 が (国 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2	(調査) 第三十四条 市町村長は、定期に、第七条及び第三十条の四十五の規定により記載をすべきものとされる事項について調査をするものとする。 2 市町村長は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第七条及び第三十条の四十五の規定により記載をすべきものとされる事項について調査をすることが、 項 きる。
引用箇所	職権澄用による選挙の 由妨害罪 第226条第1項	住民基本台帳法の作成 第6条第3項	住民票の記載事項第7条	調査 第34条第1項 第2
引用法令等	公職選挙法	住民基本台帳法 1	7	es .

引用法令等	引用箇所	条文
住民基本合帳法4	本人確認情報の電子計算 機処理等に従事する市町 村等の職員等の秘密保持 義務 第30条の26第1項	(本人確認情報の電子計算機処理等に従事する市町村若しくは都道府県又は機構の職員等の秘密保持義務) 第三十条の二十六 本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村の職員若しくは職員であつた者又は第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子 計算機処理等に関する事務に従事する都道府県の職員若しくは職員であつた者は、その事務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する報告にはならない。 密を漏らしてはならない。
	任民票に記載されている 5 事項の安全確保等 第36条の2第1項	(住民票に記載されている事項の安全確保等) 第三十六条の二 市町村長は、住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務の処理に当たつては、住民票、除票、戸籍の附票又は戸籍の附票の除票に記載されている事項の漏えい、滅失及 び毀損の防止その他の住民票、除票、戸籍の附票又は戸籍の附票の除票に記載されている事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
地方公務員法	和密を守る義務 第34条第1項 第2項	(秘密を守る義務) 第三十四条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。 2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、任命権者(退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者)の 許可を受けなければならない。 3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。
	2 第60条第2号	(罰則) 第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 二 第三十四条第一項又は第二項の規定(第九条の二第十二項において準用する場合を含む。)に違反して秘密を漏らした者
地方自洽法	選挙管理委員会の設置及 1 び組織 第181条第2項	(設置及び組織) 第百八十一条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。 二 選挙管理委員会は、四人の選挙管理委員を以てこれを組織する。
	2 第187条第1項	(委員長) 第百八十七条 選挙管理委員会は、委員の中から委員長を選挙しなければならない。 二 委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。 三 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する。
	書記その他の職員 3 第191条 第1項ない し第3項	[書記長・書記その他の職員] 第百九十一条 都道府県及び市の選挙管理委員会に書記長、書記その他の職員を置き、町村の選挙管理委員会に書記その他の職員を置く。 二 書記長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。但し、臨時の職については、この限りでない。 三 書記長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。但し、臨時の職については、この限りでない。 三 書記長は委員長の命を受け、書記その他の職員又は第百八十条の三の規定による職員は上司の指揮を受け、それぞれ委員会に関する事務に従事する。
刑法	身分犯の共犯 第65条第1項	(身分犯の共犯) 第六十五条 犯人の身分によって構成すべき犯罪行為に加功したときは、身分のない者であっても、共犯とする。 2 身分によって特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。
	2 住居侵入等 第130条	(住居侵入等) 第百三十条 正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、三年 以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。
	3 第235条	(窃盗) 第二百三十五条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
刑事訴訟法	1 第239条第2項	(告発) 第二百三十九条 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。 二 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。
民法	- 不法行為による損害賠償   第709条	<ul><li>(不法行為による損害賠償)</li><li>第七百九条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。</li></ul>

引用法令等	引用箇所	条文
其鶴門 瀬貝尼数条  刻		員の定数) 条 職員の定数は、
	職員の定数   第2条	A 方
		教育委員会の事務部局の職員 13 教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員 16 農業委員会の事務部局の職員 2 2 休職中又は休業中及び併任の職員は、前項の定数外とする。ただし、休職中又は休業中の職員が復職した場合は、新たに欠員を生ずるまでの間、定数外とすることができる。
真鶴町個人情報保護条例		(適正な維持管理) 第11条 実施機関は、個人情報の保護を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。 (1) 個人情報は、正確かつ最新なものとすること。 (2) 個人情報の漏えいを防止すること。
	1 海上3年21年 第11条第1項	<ul><li>(3) 個人情報のき損、滅失、不当な検索、改ざんその他の事故を防止すること。</li><li>2 実施機関は、取扱目的に関し保存する必要がなくなった個人情報を、確実に、かつ、速やかに廃棄しなければならない。ただし、歴史的又は文化的資料とするために保存されることとなる個人情報については、この限りでない。</li><li>3 実施機関の課等の長及び校長は、それぞれの課等及び学校等における前2項の規定による事務を統括する。</li></ul>
	職員の義務   第12条	(職員の義務) 第12条 実施機関の職員は、職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。
真鶴町文書管理規程	保存文書の管理 1 第41条第1項 ないし第3項	(保存文書の管理) 第41条 総務防災課長は、保存文書を収納した保存箱に整理番号を付し、ファイル基準表に当該番号を記入しなければならない。 2 総務防災課長は、保存箱表示(第13号様式)により完結年度、保存期間、保存満了期日、主管課及び整理番号を当該保存箱に表示し、保存期間別に書庫に格納するものとする。 3 総務防災課長は、書庫の状況を鑑み、主管課長の合議を得た上で、保存箱の移動及び保存文書の再収納を行うことができる。
	保存文書の閲覧等 2 第42条第1項 ないし第5項	(保存文書の閲覧等) 第42条 職員は、総務防災課長に承認を得て保存文書の閲覧又は貸出しを受けることができる。 2 前項の規定により貸出しを受けようとするものは、保存文書貸出申請書(第14号様式)を総務課長に提出し承認を得なければならない。 3 貸出期間は、10日以内とする。ただし、総務防災課長が認めた場合は、この限りでない。 4 総務防災課長は、必要があると認めるときは、貸出期間中の文書の返還を求めることができる。 5 保務防災課長は、必要があると認めるときは、貸出期間中の文書の返還を求めることができる。 5 保存文書を閲覧し、又は貸出しを受ける職員は、当該保存文書を損傷し、又は紛失しないように注意するとともに、転貸、抜取り、追補、抹消、訂正等をしてはならない。
真鹤町選挙管理委員会程	1 職の設置 第11条	(職の設置) 第11条 委員会に次の職を置く。 (1) 書記長 (2) 書記
	職にあてる職員 2 第12条第1項 第2項	(職にあてる職員) 第12条 前条第1号に規定する書記長には、総務防災課長の職にある者をもってあてる。 2 前条第2号に規定する書記には、町長の事務部局の職員のうち町長の承認を得たものをもってあてる。

条文	(閲覧の方法等) 第9条 閲覧は、読取り又は筆記に限り認めるものとする。 (1) なら号に掲げるものは、いずれも認めないいものとする。 (2) 複写機又はハンドコピー機による複写 (3) ファクシミリによる送信 (4) パーソナルコンピュータ等の使用 3 閲覧させようとするときは、汚損、き損、加筆その他不正な行為のないように選挙人名簿の抄本を丁重に取り扱わせるものとする。 4 申出者から特に申立てがない場合には、支援申出者に係る記載のある部分以外の部分に限って閲覧させるものとする。 5 委員会は、前項の支援申出者について町長から必要な情報の提供を受けることとする。
引用箇所	閲覧の方法等 1 第 9 条第 1 項 第 2 項
引用法令等	真鶴町選挙人名簿 及び在外選挙人名 簿の抄本の閲覧に 関する事務処理要 論